

第 86 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：平成 2 年 8 月 19 日）

第 569 号議案 松山広域都市計画道路の変更（伊予市決定）

都市計画道路中Ⅱ,3,6号内港稲荷線を3,5,57号内港稲荷線に名称を改め、次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線道路、3,5,57、内港稲荷線、伊予市灘町字西、伊予市稲荷字明見前、約 1,040m、地表式、12m、JR 予讃線と立体交差、国道 378 号線と立体交差、幹線街路と平面交差 2 箇所

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由

内港稲荷線は、国道 378 号及び JR 予讃線と立体交差し、市街地中心部と国道 56 号を結ぶ、街路網形成上主要な道路であり鋭意整備を進めているところである。今回 JR 予讃線の電化計画及び市道の新設計画等に伴い、立体交差の建築限界を確保する必要が生じたことから、道路計画高の嵩上げを計画し、本案の通り一部道路区域を変更し名称を改めるものである。

第 570 号議案 松山広域都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園に 5,5,5 号伊予総合公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

総合公園、5,5,5、伊予総合公園、伊予市本郡字伊賀並びに森字新開、字蔵地及び末宗、約 13.3ha、園路・広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

近年の自由時間の増大に伴いスポーツ、レクリエーション、文化活動等に対する住民のニーズは多様化、高度化し、自然環境に恵まれた総合的な公園施設を有する都市公園の整備が強く要請されている。このため、恵まれた自然環境の中、市民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供し、心身の健全な発展と、明るい健康なまちづくりの拠点として、伊予総合公園を新たに計画し、都市計画公園に追加しようとするものである。

第 571 号議案 今治広域都市計画下水道の変更（今治市決定）

今治広域都市計画今治公共下水道「2. 排水区域」及び「3. 下水管渠」中鯉池排水第 2 污水幹線ほか 13 線を次のように変更し、本町通幹線外 22 幹線を廃止する。

- 1 下水道の名称：今治公共下水道
- 2 排水区域

【名称、面積、備考】

今治公共下水道、約 1,318ha

「区域は、計画図表示のとおり」

- 3 下水管渠

3-1 污水管渠

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、備考】

北新町幹線、今治市北浜町、今治市本町 4 丁目、1.65m～1.8m、540m

北浜町幹線、今治市北浜町、今治市北浜町、1.8m、370m
 鯉池排水第1汚水幹線、今治市天保山5丁目、今治市泉川町1丁目、0.6m～1.0m、2,890m
 鯉池排水第2汚水幹線、今治市泉川町1丁目、今治市片山、0.45m～0.6m、1,590m
 乃万汚水幹線、今治市蔵敷町1丁目、今治市延喜、0.45m～0.9m、4,640m
 日高汚水幹線、今治市馬越町3丁目、今治市小泉、0.50m～0.60m、1,430m
 大新田町汚水幹線、今治市大新田町3丁目、今治市大新田町5丁目、0.60m～0.70m、350m
 立花排水第1汚水幹線、今治市東鳥生町5丁目、今治市立花町3丁目、0.50m～1.10m、2,660m
 鳥生大浜・八丁汚水幹線、今治市北高下町1丁目、今治市郷新屋敷町1丁目、0.40m～0.60m、1,980m
 第1圧送汚水幹線、今治市天保山町4丁目、今治市東鳥生町5丁目、0.45m、2,750m
 第2圧送汚水幹線、今治市天保山町4丁目、今治市天保山町2丁目、0.7m、1,810m
 第3圧送汚水幹線、今治市天保山町2丁目、今治市北浜町、0.6m～0.7m、4,740m
 天保山汚水圧送幹線、今治市天保山町4丁目、今治市天保山町5丁目、0.50m、160m
 近見汚水圧送幹線、今治市北浜町、今治市大新田町3丁目、0.40m～0.5m、560m
 郷汚水幹線、今治市石橋町1丁目、今治市郷六ヶ内町2丁目、0.3m～0.5m、660m
 北浜第1幹線、今治市北浜町、今治市本町6丁目、2.6m、170m
 処理場吐口、今治市天保山町2丁目、今治市天保山町4丁目、1.5m、740m
 天保山ポンプ場吐口、今治市天保山町2丁目、今治市天保山町2丁目、1.5m、110m
 北浜ポンプ場吐口、今治市北浜町、今治市北浜町、3.0m～6.6m、10m
 天保山ポンプ場第2吐口、今治市天保山町2丁目、今治市天保山町2丁目、2.5m～7.2m、80m
 「幹線管渠の区域は、計画図表示のとおり」

3-2 雨水管渠

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、備考】

浅川1号雨水幹線、今治市阿方、今治市阿方、2.5m～2.6m、550m
 近見1号雨水幹線、今治市大新田町1丁目、今治市大新田町1丁目、3.5m～6.5m、220m
 近見ポンプ場吐口、今治市大新田町1丁目、今治市大新田町3丁目、3.5m、20m
 御物川1号雨水幹線、今治市東鳥生町1丁目、今治市郷本町3丁目、4.1m～5.0m、約1,300m
 高下川1号雨水幹線、今治市東鳥生町4丁目、今治市東鳥生町4丁目、5.9m、170m
 日吉川5号雨水幹線、今治市馬越町1丁目、今治市片山、3.0m、約630m

「幹線管渠の区域は、計画図表示のとおり」

4 ポンプ施設

【名称、位置、敷地面積、摘要】

北浜ポンプ場、今治市北浜町、7,400m²、汚水・雨水
 天保山ポンプ場、今治市天保山町2丁目、5,100m²、汚水・雨水
 立花中継ポンプ場、今治市東鳥生町5丁目、2,300m²、汚水
 天保山第2中継ポンプ場、今治市天保山町5丁目、1,100m²、汚水
 近見ポンプ場、今治市大新田町3丁目、6,300m²、汚水・雨水

「区域は、計画図表示のとおり」

5 処理施設

【名称、位置、敷地面積、摘要】

今治下水浄化センター、今治市天保山町4丁目、約33,000m²、標準活性汚泥法

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

今治公共下水道は、1100haの排水区域等を定め、市街地中心部を合流式で、その周辺部を分流式で鋭意施設整備を進めているところである。今回、事業の進捗に伴い、排水区域を拡大し、この区域拡大に対応するとともに、市街地中心の低地部の浸水防止を図るため、合流式管渠計画の見直しを行い、併せて下水道の計画決定に関する手続きの改定に合わせ、下水管渠の変更を計画し、効率的、効果的な下水道計画とし、都市の健全な発達、生活環境の向上及び水質保全等を図るため、本案のとおり変更しようとするものである。

第572号議案 東予広域都市計画下水道の変更（愛媛県知事決定）

東予広域都市計画、東予市・丹原町公共下水道「3. 下水管渠」中、中央1号汚水幹線ほか3線を次のように変更し、壬生川2号汚水幹線外10幹線を廃止する。

1 下水道の名称：東予市・丹原町公共下水道

2 排水区域

【名称、面積、摘要】

東予市・丹原町公共下水道、約254ha

「区域は、計画図表示のとおり」

3 下水管渠

3-1 汚水幹線

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、摘要】

中央1号汚水幹線、東予市三津屋、周桑郡丹原町大字今井、0.45m～1.0m、約6,040m

丹原2号汚水幹線、周桑郡丹原町大字願連寺、周桑郡丹原町大字池田、0.35m～0.40m、約740m

中央2号汚水幹線、東予市三津屋、東予市円海寺、0.6m～0.7m、約2,060m

No.1吐口、東予市三津屋、1.0m、約30m

3-2 雨水幹線

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、摘要】

丹原5号雨水幹線、東予市周布、東予市周布、0.45m～1.0m、約480m

No.8吐口、東予市大新田、2.5m×2.0m、約20m

No.9吐口、東予市三津屋、2.0m×1.4m、約20m

No.16吐口、東予市三津屋、3.0m×2.1m、約20m

「幹線管渠の位置及び区域は、計画図表示のとおり」

4 ポンプ施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

本河原ポンプ場、東予市三津屋、約3,600m²、汚水・雨水

壬生川ポンプ場、東予市大新田、約3,030m²、汚水・雨水

三津屋ポンプ場、東予市三津屋、約4,600m²、雨水

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

5 処理施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

東予・丹原浄化センター、東予市三津屋、約48,100m²、オキシデーションディッチ法、標準活性汚泥法

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

変更理由

東予市・丹原町公共下水道は、昭和 58 年 3 月、排水区域面積 254ha の計画決定を行い、平成 2 年度末一部供用開始に向け鋭意施設整備を進めているところでありますが、道路改良計画等に伴い一部幹線管渠ルートの変更が生じたことから、今回下水道の計画決定に関する手続きの改定に合わせ本案のとおり変更しようとするものである。

第 573 号議案 南予レクリエーション都市計画病院の変更（城辺町決定）

都市計画病院を次のように決定する。

【番号、名称、位置、面積、備考】

1 号、愛媛県立南宇和病院、南宇和郡城辺町、約 17,000 m²

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

県立南宇和病院は、昭和 42 年から昭和 44 年にかけて建設され、地域の中核病院として医療の確保を果たしてきたが、近年の施設の老朽化、狭隘化に加え、診療科の不足など、近代的な医療水準の確保が困難な状況である。このため、高齢化社会や多様な医療ニーズ等に対応するとともに地域の拠点的な総合病院として整備拡充するため、城辺町北裡地区に移転改築を計画し、本案のとおり都市計画決定を行おうとするものである。

会議録（事務局説明と質疑のみ）

第 570 号議案、

委員：離農者に対する代替地の要請があったようだが、一番多く用地を提供する方の面積はどの程度か。

事務局：地権者数は 86 名、うち農地所有者は 63 名。一番多く用地を提供する人は 0.7ha です。

委員：その方の経営規模は？提供後の経営について、何か相談があったか、あるいはこちらから対応をしたか。

事務局：この方の後継者は勤め人です。本人と後継者に話をしたが、今回のことについては協力することだった。

委員：この人の総耕作面積は？

事務局：総耕作面積は 0.7ha で、全部提供になる。後継者も了解している。

委員：このような農業廃業者はどれくらいいるのか。

事務局：63 名のうち、耕作面積が 0.5ha 以上で、かつ耕作面積の 50%以上を提供する農家は 7 戸。すべて後継者は勤め人で、協力するとの意向です。

委員：総合公園の場合、大半は神社やため池などを含み、新規買収は半分くらいのものが普通であるが、この公園はほぼ全面買収であり、地域の農業経営に大きな影響を与える。関連団体や県庁内の関連部局との協議経過について説明してほしい。

事務局：県庁内の農林調整については、用地内に農用地はないということで、スムーズに協議が成立している。市でも地元区長、農業委員、農協関係者との話し合いが代替地等についても進んでいる。なお、農業調整、農地減少問題についても最大限の対応をしたい。

委員：農業をめぐる情勢は厳しく、農業軽視というか、できれば農業をやめたいという風潮が見られる。公園を作ることには賛成だが、農業軽視に拍車をかけるのは良くない。今後の都市計画では、農業振興にも十分留意してほしい。

第 571 号議案、

委員：今度の拡大区域について、特に日高地区の市街化調整区域の中で将来市街化を促進する地域と指定して下水道の整備計画に入れたことは、昭和 49 年以来の経過を受けて実行されたものとして、賛成である。

事務局：この区域は一部調整区域であるが、御意見のと通りの趣旨で区域編入することになっている。

第 87 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：平成 3 年 2 月 5 日）

第 574 号議案 松山広域都市計画道路の変更（愛媛県知事決定）

1 都市計画道路中 3,3,66 号中須賀夏目線ほか 6 路線を次のように追加する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、3,3,66、中須賀夏目線、北条市苞木字六反地、北条市苞木字上堤、（北条市中須賀、夏目）、約 600m、地表式、23m、四国旅客鉄道予讃線と立体交差、幹線街路と平面交差 2 箇所

幹線街路、3,3,67、柳原府中線、北条市柳原、北条市府中、約 290m、地表式、23m、四国旅客鉄道予讃線と立体交差、幹線街路と平面交差 2 箇所

幹線街路、3,3,68、能見大山西線、北条市辻字能見、北条市辻字大山西、約 560m、地表式、23m、四国旅客鉄道予讃線と立体交差、幹線街路と平面交差 3 箇所

幹線街路、3,4,71、河原下難波線、北条市河原字乙田、北条市下難波字御領田、（北条市柳原、辻、北条）、約 5680m、地表式、16m、幹線街路と平面交差 7 箇所

幹線街路、3,4,69、土手内中西外線、北条市土手内字大町、北条市中西外字末元、（北条市辻、中西内）、約 960m、地表式、16m、四国旅客鉄道予讃線と立体交差、幹線街路と平面交差 3 箇所

幹線街路、3,4,70、早稲地宮ノ内線、北条市北条字早稲地、北条市北条字宮ノ内、約 860m、地表式、16m、四国旅客鉄道予讃線と立体交差、幹線街路と平面交差 3 箇所

幹線街路、3,4,72、辻下難波線、北条市辻字上七反地、北条市下難波字米泉、（北条市北条）、約 1,850m、地表式、16m、幹線街路と平面交差 4 箇所

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由

北条市は、JR 予讃線が市街地を南北に通過し、市街地の一体化や適正な市街地の拡大、円滑な都市内交通等の障害となっている。このような状況に対応するとともに、将来の交通需要に対応し、望ましい街路網の形成を目指し松山広域都市計画道路の見直しの一環として作業を進めてきたところである。先般、JR 予讃線との立体化を図る幹線街路網の計画がまとまったことから、本案のとおり都市計画決定しようとするものである。

第 575 号議案 松山広域都市計画道路の変更（愛媛県知事決定）

都市計画道路に 1,4,1 号自動車専用松山外環状線ほか 5 路線を次のように追加し、Ⅱ,2,5 号東一万桑原線を 3,4,13 号東一万桑原線に、Ⅰ,3,6 号松山駅前衣山線を 3,3,10 号松山駅前衣山線に、Ⅰ,3,3 号松山環状線を 3,3,12 号松山環状線に名称を改め、3,4,13 号東一万桑原線ほか 4 路線を次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

自動車専用道路、1,4,1、自動車専用松山外環状線、松山市来住町、松山市余戸南 2 丁目、（松山市古川南 3 丁目）、約 6,780m、嵩上式、21m、四国旅客鉄道と立体交差、幹線街路と立体交差 1 路線、松山市北井門町地内で四国縦貫自動車道に接続

なお、松山市来住町地内に出入口、各 1 箇所を設ける。入口：終点方向、出口：起点方向
松山市北井門町地内に出入口、各 1 箇所を設ける。入口：終点方向、出口：起点方向
松山市井門町地内に出入口、各 1 箇所を設ける。入口：起点方向、出口：終点方向

松山市市坪南 3 丁目地内に出入口、各 1 箇所を設ける。入口：終点方向、出口：起点方向
 松山市余戸南 2 丁目地内に出入口、各 1 箇所を設ける。入口：起点方向、出口：終点方向
 幹線街路、3,1,3、松山外環状線、松山市来住町、松山市余戸南 2 丁目、(松山市古川南 3 丁目)、約 6,780m、60 m
 内訳、松山市古川南 3 丁目、松山市古川西 3 丁目、約 580m、嵩上式、48.5~60m、
 松山市市坪西町、松山市余戸南 2 丁目、約 630m、嵩上式、48~71.5m、
 約 5570m、33~71.5m、四国旅客鉄道予讃線と立体交差、幹線街路と平面交差 7 箇所
 幹線街路、3,4,14、桑原今在家線、松山市桑原 3 丁目、松山市今在家町、(松山市福音寺町)、約 3,570m、
 地表式、20 m、伊予鉄道横河原線と立体交差、幹線街路と平面交差 4 箇所
 幹線街路、3,4,18、朝生田北井門線、松山市朝生田町、松山市北井門町、(松山市西石井町)、約 2,100m、
 地表式、20 m、幹線街路と平面交差 3 箇所
 幹線街路、3,4,21、土居田古川線、松山市土居田町、松山市古川西 3 丁目、(松山市和泉)、約 1,670m、
 地表式、20 m、幹線街路と平面交差 3 箇所
 幹線街路、3,4,30、北久米和泉線、松山市北久米町、松山市和泉、(松山市東石井町)、約 3,060m、地
 表式、16m、幹線街路と平面交差 5 箇所
 幹線街路、3,4,13、東一万桑原線、松山市平和通 1 丁目、松山市桑原 3 丁目、(松山市石手 5 丁目)、
 約 3,360m、地表式、16m、幹線街路と平面交差 5 箇所
 幹線街路、3,4,35、千舟町古川線、松山市千舟町 5 丁目、松山市古川南 3 丁目、(松山市朝生田町)、
 約 3,820m、地表式、20 m、伊予鉄道横河原線と立体交差、幹線街路と平面交差 8 箇所
 幹線街路、3,3,10、松山駅前衣山線、松山市宮田町、松山市中央 1 丁目、(松山市宮西 1 丁目)、約 1,460m、
 地表式、27 m、伊予鉄道高浜線と立体交差、幹線街路と平面交差 2 箇所
 幹線街路、3,3,12、松山環状線、松山市岩崎町 2 丁目、松山市平田町、(松山市土居田町)、約 12,940m、28m
 内訳、松山市朝生田町、松山市土居田町、(松山市和泉北 1 丁目)、約 680m、嵩上式、38~43m、
 約 12,260m、地表式、18~44m、伊予鉄道横河原線、郡中線、高浜線と立体交差、四国
 旅客鉄道予讃線と立体交差 2 箇所、幹線街路勝山町則之内線、土橋町千足線、南堀端町
 市場線、千舟町空港線と立体交差、幹線街路と平面交差 13 箇所
 幹線街路、3,3,9、千舟町空港線、松山市千舟町 1 丁目、松山市南吉田町、(松山市北斎院町)、約 6,840m、28m
 内訳、松山市北斎院町、松山市北斎院町、約 350m、地下式、(10.25×2)m、
 松山市北斎院町、松山市北吉田町、約 870m、地下式、(10.25×2)m、
 約 5,620m、地表式、20~30m、四国旅客鉄道予讃線と立体交差、伊予鉄道高浜線と平
 面交差、幹線道路松山環状線と立体交差、幹線街路と平面交差 13 箇所

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

—理由—

松山市における幹線街路網については、松山広域都市圏総合都市交通体系調査を基に、交通特性を考慮しながら地方中核都市として望ましい放射環状型街路網の形成を目指し、見直しを進めてきたところである。先般、四国縦貫自動車道の受け皿として国道 11 号から国道 56 号間の松山外環状線とこれに関連する道路の計画がまとまったことから、松山南部地域の幹線街路網として本案のとおり都市計画決定しようとするものである。また、伊予鉄道高浜線の高架化に伴い、松山環状線と千舟町空港線の交差について、都市内交通の円滑化を図るため、平面交差から立体交差に変更するものである。

第 576 号議案 松山広域都市計画道路の変更（松山市決定）

都市計画道路に 7,7,3 号萱町衣山線を次のように追加する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

区画街路、7,7,3、萱町衣山線、松山市萱町 5 丁目、松山市衣山 1 丁目、（松山市中央 1 丁目）、約 1,210m、
地表式、6m、幹線街路と平面交差 2 箇所

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由

伊予鉄道高浜線の高架化に伴い鉄道沿線の土地利用の増進、良好な市街地形成等を図るため、区画街路として新たに 7,7,3 号萱町衣山線を計画したものである。

第 577 号議案 松山広域都市計画道路の変更（愛媛県知事決定）

都市計画道路中

- I,1,1 号花園町線を 3,1,1 号花園町線に、
- I,1,2 号大手町通線を 3,2,4 号大手町通線に、
- I,2,1 号中央循環線を 3,2,5 号中央循環線に、
- I,3,1 号勝山町則之内線を 3,3,6 号勝山町則之内線に、
- I,3,2 号土橋町千足線を 3,3,7 号土橋町千足線に、
- I,3,4 号南堀端町市場線を 3,3,8 号南堀端町市場線に、
- II,2,10 号三津浜垣生線を 3,5,11 号三津南吉田線に、
- II,1,1 号勝山町湯渡線を 3,4,15 号勝山町湯渡線に、
- II,2,4 号樽味町溝辺線を 3,4,16 号樽味溝辺線に、
- II,1,5 号中村町桑原線を 3,4,17 号中村桑原線に、
- II,1,3 号南堀端千舟町線を 3,4,20 号南堀端千舟町線に、
- II,1,2 号松山駅前竹原線を 3,4,22 号松山駅前竹原線に、
- II,2,9 号南江戸土居田線を 3,4,23 号南江戸空港通線に、
- II,2,11 号駅西口南江戸線を 3,4,24 号駅西口南江戸線に、
- II,2,12 号中央山越線を 3,4,25 号中央山越線に、
- II,2,13 号山越久万ノ台線を 3,4,26 号山越問屋町線に、
- II,3,2 号持田町小栗線を 3,5,41 号持田町小栗線に、
- II,2,8 号本町南吉田線を 3,5,43 号本町南吉田線に、
- II,3,8 号本町平田線を 3,5,45 号本町鴨川線に、
- II,2,6 号道後松山港線を 3,5,48 号道後松山港線に、
- II,3,1 号道後祝谷線を 3,5,49 号道後祝谷線に、
- II,3,12 号山西町線を 3,5,50 号山西町線に、
- II,3,7 号清水町松山港線を 3,5,51 号祓川大可賀線に、
- II,3,11 号三津浜駅松山港線を 3,5,52 号三津浜駅松山港線に、
- II,2,1 号国鉄駅前港線を 3,5,80 号国鉄駅前港線に、
- II,3,5 号国鉄駅前三境線を 3,5,81 号国鉄駅前三境線に、
- II,3,7 号南西原馬塚線を 3,5,83 号南西原馬塚線に、

Ⅱ,3,2号国鉄駅前馬塚線を3,6,86号国鉄駅前馬塚線に、名称を改める。

理由

昭和54年建設省都計発第20号都市局長通達に基づき都市計画道路の名称を変更するものである。

第578号議案 松山広域都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園中27号松山中央公園を6,6,1号松山中央公園に名称を改め、次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

運動公園、6,6,1、松山中央公園、松山市市坪西町、出合、保免中3丁目、保免西3丁目及び保免西4丁目、約53.4ha、園路・広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、便益施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

松山中央公園は、松山市南部に運動公園として整備を図るため、昭和43年都市計画決定がなされているが、松山広域都市計画道路松山外環状線の計画に伴い、都市施設相互の整合を図り、道路が通過する区域を除外し、公園機能を損なわないよう一部区域を追加し拡大変更するものである。

第579号議案 松山広域都市計画緑地の変更（愛媛県知事決定）

都市計画緑地中5号かきつばた緑地及び7号重信川緑地を次のように変更する。

【番号、名称、位置、面積】

5、かきつばた緑地、松山市古川南3丁目、古川西3丁目及び井門町、約12.4ha、都市緑地

7、重信川緑地、松山市西垣生町、東垣生町、出合、市坪西町、市坪南3丁目、古川西3丁目、松山市古川南3丁目、井門町、森松町、南高井町、大橋町及び中野町、伊予郡松前町大字北川原、大字西高柳、大字上高柳字、大字大間、大字中川原及び大字徳丸並びに砥部町高尾田、拾町、重光及び八倉並びに温泉郡重信町大字南野田字天神、字若宮、大字牛渕字麻生分、字割木及び字井口、大字田窪字門田、字前川及び字井口、大字見奈良字前田、字柳原、字柚寿ノ木及び字大野原、大字横河原字棧敷及び字横川、大字樋口字音井、字河原、字横川及び字菖蒲、大字山之内字菖蒲、大字上村字仙田ノ木、字荏戸口及び字上河原並びに大字下林字遠安北原中、字神輿休北原中、字開発、字干原、字上干原、字森ノ木、字伽藍、字上屋敷、字助兼、字桧亦及び字五反地並びに温泉郡川内町大字吉久字谷口及び字田中、大字南方字厚美、字広町及び字八幡森並びに大字北方字田中、字客ノ宮、字…ノ窪、字猪之窪、字海上及び字三島の地内、約767.0ha、河川緑地

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

かきつばた緑地は、重信川に隣接し、都市緑地として昭和43年計画決定されているが、松山広域都市計画道路松山外環状線の計画に伴い、都市施設相互の整合を図り、道路が通過する区域を除外するとともに、重信川河川区域にかかる一部区域を除外し変更するものである。また、重信川緑地は、松山市ほか四町に係る河川緑地として昭和51年都市計画決定を行い順次整備が進められているが、今回、かきつばた緑地と重信川河川計画との整合を図るため、一部区域を追加し変更するものである。

第580号議案 松山広域都市計画河川の決定（愛媛県知事決定）

都市計画河川に第3号重信川を次のように追加する。

【名称（番号、河川名）、位置（起点、終点）、区域（幅員、延長）、構造、備考】

3、重信川、松山市西垣生町及び松前町大字北川原、重信町大字見奈良字柳原及び重信町大字下林字
桧亦、185m～660m、約 17,160m、堀込式、堤防式、自然流下式一級河川

ただし、松山市西垣生町及び松前町大字北川原、松山市西垣生町及び松前町大字北川原、415m
～530m、約 600m、堤防式、単断面式、自然流下式一級河川

ただし、松山市西垣生町及び松前町大字北川原、重信町大字南野田字若宮及び松山市中野町、
225m～455m、約 13,000m、堤防式、複断面式、自然流下式一級河川

ただし、重信町大字南野田字若宮及び松山市中野町、重信町大字見奈良字柳原及び重信町大字
下林字伽藍、185m～660m、約 3,150m、堤防式、単断面式、自然流下式一級河川

ただし、重信町大字見奈良字柳原及び重信町大字下林字伽藍、重信町大字見奈良字柳原及び重信町
大字下林字桧亦、185m～420m、約 410m、堀込式、単断面式、自然流下式一級河川

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

重信川は、松山広域都市計画区域のほぼ中央部を流下し、445km²の流域面積を持つ一級河川であり、河
床は非常に急こう配で四国地方では他に類を見ない荒廃河川である。当河川は松山市外 2 町の市街化区域に
隣接し、都市との関係が大きいことから、都市計画施設として位置づけ、河川事業の円滑化を図り、都市の
健全な発展と公共の福祉のため、新たに都市計画河川として本案のとおり都市計画決定するものである。

第 581 号議案 松山広域都市計画公園の変更（松山市決定）

1 都市計画公園に 2,2,113 号南吉田中央公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

児童公園、2,2,113、南吉田中央公園、松山市南吉田町、約 0.28 ha、広場、修景施設、休養施設、遊
戯施設、便益施設、管理施設

2 都市計画公園中第 85 号南吉田第 1 公園を廃止する。

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

南吉田第 1 公園は松山空港の隣接地に、児童公園として都市計画決定されているが、松山空港拡張整備
事業に伴い、空港地下を横断する市道の進入口の付替のため、当児童公園区域の一部が道路用地となり、
児童公園としての機能を維持できなくなることから、これにかわる児童公園として新たに 2,2,113 号南吉
田中央公園を計画し、南吉田第 1 公園を廃止するものである。なお、公園跡地の一部については、環境の
保全、都市景観の向上を図るため、都市緑地として活用するものである。

第 582 号議案 松山広域都市計画緑地の変更（松山市決定）

都市計画緑地に第 9 号南吉田緑地を次のように追加する。

【番号、名称、位置、面積】

9、南吉田緑地、松山市南吉田町、約 0.05ha、都市緑地

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

松山空港拡張整備事業に伴い、廃止しようとする南吉田第 1 公園の跡地の一部を活用し、環境の保全、
都市景観の向上等を図るため、都市緑地として第 9 号南吉田緑地を本案のとおり都市計画決定しようとする
ものである。

第 583 号議案 松山広域都市計画公園の変更（重信町決定）

都市計画公園に 2,2,171 号野田 1 号公園ほか 1 公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

児童公園、2,2,171、野田 1 号公園、重信町大字北野田字北野、約 0.68ha、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設

児童公園、2,2,172、野田 2 号公園、重信町大字北野田字深井、約 0.14ha、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

野田 1 号公園及び野田 2 号公園は、重信町野田地区において、施行面積約 27.3ha で都市計画決定を行い、重信町施行で事業が進められている野田地区土地区画整理事業における一連の公共施設として計画し、健全な都市整備を推進するため、本案のとおり都市計画決定しようとするものである。

第 584 号議案 東予広域都市計画下水道の変更（西条市決定）

東予広域都市計画西条公共下水道「2 排水区域」及び「3 下水管渠」中、汚水 1-0 幹線ほか 11 幹線を次のように変更し、汚水 2-0 幹線ほか 29 幹線を廃止し、「4 ポンプ施設」に神戸ポンプ場を次のように追加する。

1 下水道の名称：西条公共下水道

2 排水区域

【名称、面積、摘要】

西条公共下水道、約 1,163ha

「区域は、計画図表示のとおり」

3 下水管渠

3-1 汚水管渠

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、摘要】

1-0 幹線、西条市港字北新地、西条市福武字沢の前、1.35m～0.60m、約 7,230m

6-0 幹線、西条市朔日市字寄合、西条市下島山字馬上免、0.60m～0.40m、約 1,480m

11-0 幹線、西条市樋之口字八丁、西条市大町字北ノ丁、0.80m～0.60m、約 2,360m

17-0 幹線、西条市神拝甲字船元、西条市氷見乙字末長、0.60m～0.20m、約 6,260m

吐口及びこれに接続する放流管渠、西条市港字北新地、西条市港字北新地、1.80m、約 50m

「幹線管渠の区域は、計画図表示のとおり」

3-2 雨水管渠

F-0 幹線、西条市福武字小井出、西条市福武字小井出、2.30m～2.10m、約 300m

A-1 幹線、西条市明神木字徳地、西条市明神木字宝地、5.54m、約 430m

B-0 幹線、西条市朔日市字寄合、西条市大町字御舟川、70.0m～10.0m、約 1,740m

B-1 幹線、西条市朔日市字与八郎新田、西条市字徳助外新田、22.0m～14.50m、約 560m

B-2-A 幹線、西条市朔日市字寄合、西条市新田字市塚新田、6.50m、約 220m

C-0 幹線、西条市港字北新地、西条市古川字江内、6.90m、約 1,860m

C-3-A 幹線、西条市港字北新地、西条市喜多川字八丁、4.70m、約 1,090m

船屋幹線、西条市船屋字西開、西条市下島山字石の脇、3.70m～2.50m、約 930m

干拓ポンプ場吐口及び放流渠、西条市港字北新地、西条市港字北新地、8.70m、約 20m
船屋ポンプ場吐口及び放流渠、西条市船屋字西新開、西条市船屋字西新開、3.5m、約 50m
小井出ポンプ場吐口及び放流渠、西条市福武字小井出、西条市福武字小井出、2.4m、約 10m
「幹線管渠の区域は、計画図表示のとおり」

4 ポンプ施設

4-1 汚水ポンプ施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

玉津ポンプ場、西条市玉津字砂地、約 880m²
明神木ポンプ場、西条市明神木字平田、約 1,200m²
神戸ポンプ場、西条市中野字千星、約 940m²

「区域は、計画図表示のとおり」

4-2 雨水ポンプ施設

干拓ポンプ場、西条市港字北新地、約 3,000m²
船屋ポンプ場、西条市船屋字西新開、約 2,000m²
唐樋ポンプ場、西条市朔日市字寄合、約 3,800m²
本陣川ポンプ場、西条市明屋敷字常盤巷、約 280m²
小井出ポンプ場、西条市福武字小井出、約 5,800m²

「区域は、計画図表示のとおり」

5 処理施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

西条市浄化センター、西条市港字北新地、約 87,800m²

「区域は、計画図表示のとおり」

変更理由書

西条公共下水道は、昭和 48 年排水区域面積 709ha を計画決定し、以降幹線管渠の変更を経て、61 年 10 月面積 958ha の排水区域等の拡大変更を行い、鋭意整備が進められているところである。今回、事業の進捗に伴い排水区域の拡大変更を行うとともに、これに対応する管渠等を計画し、併せて下水道の計画決定に関する手続きの改定による管渠の変更を行い、都市の健全な発達と公衆衛生の向上、並びに公共用水域の水質の保全を図るものである。

第 585 号議案 松山広域都市計画道路の変更（松山市決定）

都市計画道路中

- Ⅱ,3,3 号文京町中村橋線を 3,5,56 号文京町中村橋線に、
- Ⅱ,2,3 号大街道河原町線を 3,5,37 号大街道河原町線に、
- Ⅱ,2,1 号裁判所前柳井町線を 3,5,38 号裁判所前柳井町線に、
- Ⅱ,3,10 号二番町線を 3,5,39 号二番町線に、
- Ⅱ,2,2 号三番町線を 3,5,40 号三番町線に、
- Ⅱ,3,4 号中之川通線を 3,5,42 号中之川通線に、
- Ⅱ,3,9 号本町宝塔寺線を 3,5,44 号本町宝塔寺線に、
- Ⅱ,3,6 号傘屋町山越線を 3,5,46 号平和通高砂町線に、
- Ⅱ,3,5 号清水町線を 3,5,47 号平和通清水町線に、

- Ⅱ,5,54 号梅津寺石風呂線を 3,5,53 号梅津寺石風呂線に、
- Ⅱ,3,14 号八幡前久万ノ台線を 3,6,54 号八幡前久万ノ台線に名称を改める。

理由

昭和 54 年建設省都計発第 20 号都市局長通達に基づき都市計画道路の名称を変更するものである。

第 586 号議案 松山広域都市計画道路の変更（伊予市決定）

都市計画道路中

- 3,5,57 号内港稲荷線を 3,5,82 号内港稲荷線に、
- Ⅱ,3,9 号新川馬塚線を 3,5,84 号新川馬塚線に、
- Ⅱ,3,1 号内港新川線を 3,6,85 号内港新川線に、
- Ⅱ,3,4 号築港白水線を 3,6,87 号築港白水線に、
- (Ⅰ),小,1 号西町谷上線を 3,6,88 号西町谷上線に名称を改める。

理由

昭和 54 年建設省都計発第 20 号都市局長通達に基づき都市計画道路の名称を変更するものである。

第 587 号議案 松山広域都市計画道路の変更（重信町決定）

都市計画道路中

- 3,5,64 号北野田東梅本線を 3,5,100 号北野田東梅本線に、
- 3,5,65 号平松上樋線を 3,5,101 号平松上樋線に名称を改める。

理由

昭和 54 年建設省都計発第 20 号都市局長通達に基づき都市計画道路の名称を変更するものである。

会議録（事務局説明と質疑のみ）

第 574 号議案

事務局：国道 196 号線松山北条バイパスである平田町下難波線と旧国道の県道湯山北条線を南北軸とし、東西に鉄道を下越して立体交差する都市計画道路を計画し、幹線街路網の形成を図る計画である。

第 575 号～第 587 号議案

事務局：第 575 号議案松山広域都市計画道路の変更からご説明いたします。まず、松山広域都市計画道路の見直しに伴う変更であります松山市における幹線街路網については、松山広域都市圏総合都市交通体系調査を基に、交通特性を考慮しながら、地方中核都市として望ましい放射環状型街路網の形成を目指し、見直しを進めてきたところであり、先般、四国縦貫自動車道の受け皿として緊急に整備する必要がある国道 11 号から国道 56 号間の松山外環状線とこれに関連する道路の計画がまとまったことから、松山南部地域における幹線街路網として都市計画決定しようとするものであります。松山外環状線の計画にあたっては、

- ・ 中心市街地から放射状に伸びる国道 11 号、33 号、56 号、196 号などを連絡し、通過交通を排除するとともに、市街地への交通の分散導入を図ること

- ・四国縦貫自動車道松山インターチェンジと松山空港、松山港等の交通拠点を連結し、高速性を確保すること
 - ・松山市街地の適正な土地利用を図ること
 - ・人家密集地を極力避け、周辺環境への影響を最小限にとどめること
- などに配慮し中心部から半径ほぼ 4km の市街地外縁部にルート選定したものであります。

次に関連道路についてご説明いたします。関連道路については、松山外環状線と一体となって松山環状線や地域から発生する交通量に対応し、円滑な都市内交通を確保するとともに、土地利用の促進、住環境の向上等を図るため計画したものであり、南北の幹線道路として新たに 3,4,14 号桑原今在家線、3,4,18 号朝生田北井門線、3,4,21 号土居田古川線の 3 路線を計画しております。また、東西の幹線道路として新たに、起点を北久米町、終点を和泉とする延長約 3,060m、幅員 16m の 3,4,30 号北久米和泉線を計画しております。3,4,35 号千舟町古川線については、中心市街地から松山環状線と交差し、松山外環状線に至る幹線道路であります。既決定ルートでは、松山外環状線の計画に伴い、交通量の増大により交通混雑が予想されることから、主要地方道松山伊予線を生かし、交通の円滑な分散導入を図り、適正な道路網の形成を図るため、終点部で一部路線の変更を行い、既決定の道路区域を廃止するものであります。次に 3,4,13 号東一万桑原線については、交差点で路線を区分し、円滑な交差形状とする必要があることから、終点部を一部短縮する計画です。

次に、伊予鉄高浜線の高架化に伴う、3,3,10 号松山駅前衣山線、3,3,12 号松山環状線及び 3,3,9 号千舟町空港線の交差方式の変更であります。平面交差で供用されております都市計画道路松山駅前衣山線の六軒家踏切と、現在建設を進めている松山環状線を合わせて高架化する計画で、平成元年度から事業に取り組んでいるところであります。この高浜線の鉄道高架化に伴いまして、松山駅前衣山線及び松山環状線の鉄道との交差を平面交差から立体交差方式に変更するとともに、松山環状線と千舟町空港線との交差について、将来の交通需要に対応し、都市内交通の円滑化を図るため、平面交差から松山環状線が千舟町空港線を越える立体交差に変更し、交差部について松山環状線の区域を一部拡大変更するものであります。また、第 576 号議案の 7,7,3 号萱町衣山線は伊予鉄道高浜線の高架化に伴い、鉄道沿線の土地利用の増進と良好な市街地形成を図るため、伊予鉄高浜線の北側に、鉄道に沿って区画道路として新たに計画したものであります。なお、当路線の道路敷については高架工事中の鉄道の仮線敷として活用する計画であります。

次に、松山外環状線の環境影響評価についてご説明申し上げます。(以下、略)

それでは、第 575 号議案松山外環状線とこれに関連する道路の計画案に対する 821 通の意見書についてご説明いたします。まず、369 通の意見書の要旨は、早期決定と整備をお願いする意見であります。次に 11 通の松山外環状線の計画案に反対する意見であります。理由は 3 項目に分かれており、

- ① 市坪南住宅の一部が道路となるが、長年住みなれたところであり、この団地を避けること
- ② 高速道路は通過交通のための道路であり、騒音、振動、排気ガス等の大きな交通公害が予測される。
- ③ 事業の実施時期が明確でなく、私権が制限され、犠牲が強いられる。

また、朝生田北井門線、北久米和泉線及び千舟町古川線につきましては、68 通の計画案に反対する意見書が提出されております。その理由は 6 項目に分かれており、まず、

- ① 計画案は唐突な発表であり、住民の合意がなされず、計画内容や事業実施の時期が不明確である。

- ② 騒音、排気ガス等により環境が悪化する。
- ③ 生活道路や既存道路を有効適切に整備を行うことが最優先である。
- ④ 道路により住居を失い、生活の基盤が失われる。
- ⑤ 住宅密集地を通過する計画案で、住民を無視している。
- ⑥ 幹線街路は、通学や日常生活における交通事故が心配され、危険である。

次に、朝生田北井門線、北久米和泉線及び千舟町古川線についての 308 通の意見書が提出されておりますが、その内容は、計画案の発表や住民の合意及び事業実施時期、騒音排気ガス等による環境の悪化、生活道路の整備優先、住居がかかり、生活基盤を失う、住宅密集地を通過、幹線道路の交通事故対策等について民意を反映するようにとの意見であります。

議長：只今説明のありました、第 575 号議案ほか 7 議案について御意見を承ります。

委員：都市計画というのは、御案内のように総論賛成であり、具体的に土地にかかる人達が各論反対ということで、しかしですね、道路網の整備というのは、愛媛県全地域にわたり緊急の課題でありますだけに、我々としても、深い関心と積極的な推進を期待している立場にあることを、まず、お知らせいただきたいと思っております。しかし、先程からも住民周知にかかる資料などの説明によりますと、朝生田北井門線、北久米和泉線、千舟町古川線に対する 68 通の計画案に反対、また、308 通の民意を反映するようお願いいたしますという意見、これ程の事は最近まれであると思っているところでありますが、この地元説明会の状況、それと、民意の反映という 308 通の意見にたいしまして、今後どのような考えを持って対応を進めていくのか、ここですね、この二つのことについて、さらに詳しく説明してください。

議長：事務局、只今の質問について、説明を願います。

事務局：それでは、地元説明会の状況から説明をいたします。地元説明会につきましては、事前に地区役員、土地改良区役員等に対しまして、内容説明を行いご理解とご協力をお願いいたしますとともに、地区住民の方々地元説明会に多数御出席をいただくよう依頼し、また、市の広報で周知をいたしまして、平成 2 年 10 月 9 日から 18 日にかけて 7 会場で説明会を行いました。出席者は述べ 1031 名でございます。主な質問や意見は、用地買収及び事業実施の時期、騒音、振動や地下水への影響、外環状線の幅員が 60m であるということでの横断方法、代替地の幹線などについてでありましたが、反対意見はなく基本的に理解が得られたと考えております。次に、6 項目の民意の反映についての 308 通の意見に対する今後の対応でございますが、1 番の事業実施の時期につきましては、早期整備について関係機関で協議していくこととしておりますし、計画案は唐突な発表であり合意がないとの意見につきましても地区役員に対しまして 8 月 17 日、8 月 20 日、10 月 4 日の 3 回にわたり説明をしており、地元説明会に置きましても反対意見がなかったことなどから大方の住民の合意がなされたと考えておりますが、今後とも機会あるごとに合意形成について努力をいたしたいと考えております。次の、騒音、排気ガス等につきましては、これらの道路により交通環境の改善等が図られ交通量は 1 万台以下であり、他の類似道路である県民文化会館の東側の道路は 1 万台をこえる交通量でございますが、特に環境には支障がない状況でありますので、理解を求めていきたいと考えております。次に、生活道路優先の整備でございますが、市はこれまでも地元の意向を聞きながら積極的に対応しておりますが、今年度から市道の拡張整備につきましても用地買収制度で、対応するということになっております。また、整備計画の検討を 3 年度末目標に市で検討しておりますので、このようなことを踏まえ効果的、効率的な整備に努力する考えでございます。次に道路により住居を失い生活の基盤が崩されるということでございますが、

代替地の幹線等については積極的に対応することとしておりますが、都市計画法第74条の規定にありますように、都市計画事業の施行者は、その施行のために生活基盤を失うことになる者に対しまして、事情が許すかぎり代替地、住宅地等の幹線を講じるということで、関係行政機関の協力を求め、生活再建処置を講ずることに努めることというような条文もございます。以上のようなことで、誠意を持って出来るかぎりの対応をして参りたいと考えております。次に住宅密集地を通過する計画案で住民を無視しているということでございますが、この計画に当たりましては、先程説明をいたしましたとおり、街路計画の基本的な考え方であります計画論のなかで路線計画を行っており、路線を選定する中では、学校、住宅団地をさけ、出来るだけ支障物件の少ないルートとしておりますので、今後理解が得られるよう努めたいと考えております。次に6番目の交通安全対策でございますが、道路構造令にも規定がありますが、最近安全対策は非常に重要であり、実施計画に当たりましては安全を十分に考慮した計画とし、地元と協議する事としておりますので、理解と協力が得られるものと考えております。以上でございます。

議長：ほかに御意見はございませんか

委員：ご答弁がございましたが、民意を反映してもらいたいという308名の方々に対しては、最善を尽くしてですね、皆さんに対応してもらいたいと思います。(中間略)それから68名の反対の方、これはおそらく何人かの委員の方に聞いてみますと、全委員にこういった文章が送られているようであります。私もいただいているわけでございますが、これだけ大きい計画でこの程度の人という、ちょっとした安堵というような物を感じるのであります。しかし、少数の人といえども、この人の意見を切り捨てるというのではなくて、更にこの68名を説得して、50名にし、30名にし、20名にしていくと、最終的には、もう止むを得ないというまで了解を得ていく努力を切に期待しておきます。長い懸案ではありましたが、将来の松山の都市計画を考えていく上で、外環状線、それに松山中心部を貫く幹線の整備、これは、長い長い課題でありましたが、この計画がここまで来たことについては一定の評価を行いたい、しかし、先程いいました関係者の意見なり、その対応について、十分に最善の努力をしていただくことを重ねて申し上げておきたいと思っております。

第 88 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：平成 3 年 10 月 5 日）

第 588 号議案 東予広域都市計画公園の変更（新居浜市決定）

都市計画公園に 2,2,29 号西喜光地公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

児童公園、2,2,29、西喜光地公園、新居浜市西喜光地町、約 0.21ha、広場、修景施設、休養施設、遊
戯施設、便益施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

都市公園の適正配置を考慮し、健全な都市環境の整備と、児童福祉の向上を図るため、新たに西喜光地公園を追加しようとするものである。

第 589 号議案 東予広域都市計画公園の変更（西条市決定）

都市計画公園に 2,2,30 号駅西公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

児童公園、2,2,30、駅西公園、西条市大町字福森、約 0.13 ha、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、
便益施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

公園緑地の整備を促進するため、特に中心市街地に公共空地を確保するとともに、健全な都市環境の整備と、児童福祉の向上を図るため、新たに駅西公園を追加しようとするものである。

第 590 号議案 東予広域都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園中 4,4,1 号小松中央公園を 5,5,3 号小松中央公園に名称を改め、次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

総合公園、5,5,3、小松中央公園、小松町大字新屋敷字藍刈、字池ノ谷、字池ノ西、字藍刈池ノ西、字
川原谷、字角蔵山及び字大日、約 10.3ha、園路、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、
運動施設、便益施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

近年の余暇時間の増大等に伴い、住民の余暇活動に対するニーズが多様化・高度化し、総合的な施設を有する都市公園の整備が要請されており、今回、総合公園として整備拡充するため、区域を拡大変更しようとするものである。

第 591 号議案 松山広域都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園中第 15 号湯月公園ほか 13 公園の名称を改め、第 15 号湯月公園ほか 13 公園次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考（旧種別）】

近隣公園、3,3,2、湯月公園、松山市道後姫塚、桜谷町、約 1.7ha、（運動公園）

地区公園、4,3,1、五色浜公園、伊予市尾崎五色浜、約 3.7ha、（普通公園）

地区公園、4,4,2、松田公園、松山市御幸町、約 4.1ha、（近隣公園）

- 地区公園、4,3,3、三町公園、松山市三町2丁目、約3.3ha、(近隣公園)
- 地区公園、4,3,4、別府公園、松山市別府字ヒサマス及び池北、約3.7ha、(近隣公園)
- 総合公園、5,6,1、城山公園、松山市堀之内、丸ノ内、約58.9ha、(普通公園)
- 総合公園、5,4,2、道後公園、松山市道後公園、約8.9ha、(普通公園)
- 総合公園、5,7,4、北条公園、北条市上難波、萩原、庄、下難波及び中通、約343.8ha、(一般公園)
- 広域公園、9,6,1、愛媛県営総合運動公園、松山市上野町、西野町、伊予郡砥部町宮内、上原町及び原町、約113.0ha、(一般公園)
- 特殊公園、7,6,1、谷上山公園、伊予市上吾川、稲荷、下三谷及び上三谷、約57.4ha、(一般公園)
- 特殊公園、7,5,2、城北公園、松山市御幸1丁目、祝谷4丁目、約11.0ha、(普通公園)
- 特殊公園、7,5,3、星が岡公園、松山市東石井町、星岡町、約21.5ha、(普通公園)
- 特殊公園、7,5,4、湧ヶ淵公園、松山市末町、約29.3ha、(風致公園)
- 特殊公園、7,3,5、久万ノ台公園、松山市久万ノ台、約1.0ha、(風致公園)

理由書

建設省都計発第20号通達に基づき、都市計画公園の種別及び名称の変更をしようとするものである。

第592号議案 松山広域都市計画公園の変更(愛媛県知事決定)

都市計画公園中第12号三津公園ほか10公園の名称を次のように改める。

【種別、名称(番号、公園名)、位置、面積、備考(旧種別)】

- 近隣公園、3,3,1、三津公園、松山市大可賀1丁目、約1.4ha、(近隣公園)
- 近隣公園、3,3,3、東野公園、松山市東野4丁目、約2.5ha、(近隣公園)
- 近隣公園、3,3,4、南久米公園、松山市南久米町、約2.7ha、(近隣公園)
- 近隣公園、3,3,5、高岡公園、松山市高岡町、約1.4ha、(近隣公園)
- 近隣公園、3,3,6、別府公園、松山市別府町、約2.3ha、(近隣公園)
- 近隣公園、3,3,8、安城寺公園、松山市安城寺町、約2.2ha、(近隣公園)
- 近隣公園、3,3,9、太郎丸公園、松山市問屋町、約2.2ha、(近隣公園)
- 近隣公園、3,3,10、姫原公園、松山市姫原2丁目、約1.3ha、(近隣公園)
- 地区公園、4,4,5、南吉田東公園、松山市南吉田町、約4.9ha、(地区公園)
- 地区公園、4,4,6、松前公園、伊予郡松前町大字筒井字五反地、宇土居及び南土居、約4.4ha、(地区公園)
- 総合公園、5,6,3、松山総合公園、松山市朝美1丁目、南江戸5丁目、南江戸6丁目、衣山5丁目、南斎院町、北斎院町、約52.2ha、(総合公園)

理由書

建設省都計発第20号通達に基づき、都市計画公園の名称の変更をしようとするものである。

第593号議案 松山広域都市計画公園の変更(松山市決定)

都市計画公園中第2号東雲公園ほか69公園の名称を次のように改める。

【種別、名称(番号、公園名)、位置、面積、備考(旧種別)】

- 児童公園、2,2,1、東雲公園、松山市東雲町、約0.51ha、(児童公園)
- 児童公園、2,2,2、八坂公園、松山市三番町1丁目、約0.14ha、(児童公園)
- 児童公園、2,2,3、新玉公園、松山市三番町6丁目、約0.14ha、(児童公園)
- 児童公園、2,2,4、北藤原公園、松山市藤原町、約0.18ha、(児童公園)

児童公園、2,2,5、八代公園、松山市湊町 8 丁目、約 0.26 ha、(児童公園)

児童公園、2,2,6、南味酒公園、松山市味酒町 1 丁目、約 0.17 ha、(児童公園)

児童公園、2,2,7、清水公園、松山市清水町 2 丁目、約 0.31 ha、(児童公園)

児童公園、2,2,8、萱町公園、松山市萱町 5 丁目、約 0.14 ha、(児童公園)

児童公園、2,2,9、幸町公園、松山市千舟町 7 丁目、約 0.12 ha、(児童公園)

児童公園、2,2,10、木屋町公園、松山市木屋町 3 丁目、約 0.11 ha、(児童公園)

児童公園、2,2,11、西須賀公園、松山市須賀町、約 0.14ha、(児童公園)

児童公園、2,2,12、三本柳公園、松山市清住 1 丁目、約 0.14 ha、(児童公園)

児童公園、2,2,13、小栗公園、松山市小栗 6 丁目、約 0.26 ha、(児童公園)

児童公園、2,2,14、北吉田公園、松山市北吉田町、約 0.31 ha、(児童公園)

児童公園、2,2,15、小野谷公園、松山市北梅本町、約 0.20 ha、(児童公園)

児童公園、2,2,16、杖ノ淵公園、松山市南高井町、約 0.43 ha、(児童公園)

児童公園、2,2,17、若宮公園、松山市高岡町、約 0.14 ha、(児童公園)

児童公園、2,2,18、正円寺公園、松山市正円寺 3 丁目、約 0.25 ha、(児童公園)

児童公園、2,2,19、泊公園、松山市泊町、約 0.17 ha、(児童公園)

児童公園、2,2,20、南吉田公園、松山市南吉田町、約 0.11 ha、(児童公園)

児童公園、2,2,21、津田公園、松山市北齊院町、約 0.18 ha、(児童公園)

児童公園、2,2,22、宮前公園、松山市古三津 1 丁目、約 0.29 ha、(児童公園)

児童公園、2,2,23、住吉公園、松山市西垣生町、約 0.19ha、(児童公園)

児童公園、2,2,24、会津公園、松山市会津町、約 0.21 ha、(児童公園)

児童公園、2,2,25、清和公園、松山市太山寺町、約 0.21 ha、(児童公園)

児童公園、2,2,26、東垣生公園、松山市東垣生町、約 0.30 ha、(児童公園)

児童公園、2,2,27、中須賀公園、松山市中須賀 1 丁目、約 0.29 ha、(児童公園)

児童公園、2,2,28、内浜公園、松山市内浜町、約 0.30 ha、(児童公園)

児童公園、2,2,29、溝辺公園、松山市溝辺町、約 0.18 ha、(児童公園)

児童公園、2,2,30、椿公園、松山市居相町、約 0.10 ha、(児童公園)

児童公園、2,2,31、中村公園、松山市中村 3 丁目、約 0.06 ha、(児童公園)

児童公園、2,2,32、祓川公園、松山市祓川 2 丁目、約 0.11 ha、(児童公園)

児童公園、2,2,33、祓川公園、松山市吉藤 2 丁目、約 0.11 ha、(児童公園)

児童公園、2,2,34、丁地公園、松山市山越 2 丁目、約 0.16ha、(児童公園)

児童公園、2,2,35、八白公園、松山市溝辺町、約 0.31 ha、(児童公園)

児童公園、2,2,36、西垣生公園、松山市西垣生町、約 0.07 ha、(児童公園)

児童公園、2,2,37、日分公園、松山市山越 1 丁目、約 0.11ha、(児童公園)

児童公園、2,2,38、古川公園、松山市古川西 2 丁目、約 0.25 ha、(児童公園)

児童公園、2,2,39、生石公園、松山市生石町、約 0.19 ha、(児童公園)

児童公園、2,2,40、高岡第 1 公園、松山市高岡町、約 0.23 ha、(児童公園)

児童公園、2,2,41、北久米公園、松山市北久米町、約 0.23 ha、(児童公園)

児童公園、2,2,42、経石山公園、松山市桑原 4 丁目、約 0.12ha、(児童公園)

児童公園、2,2,43、朝日ヶ丘公園、松山市朝日ヶ丘 2 丁目、約 0.30 ha、(児童公園)

児童公園、2,2,44、中筋公園、松山市福角町、約 0.10 ha、(児童公園)

児童公園、2,2,45、高崎公園、松山市山越6丁目、約0.32ha、(児童公園)
児童公園、2,2,46、北久米8区公園、松山市北久米町、約0.13ha、(児童公園)
児童公園、2,2,47、今在家公園、松山市今在家町、約0.20ha、(児童公園)
児童公園、2,2,48、向井公園、松山市北梅本町、約0.16ha、(児童公園)
児童公園、2,2,49、山越公園、松山市山越5丁目、約0.31ha、(児童公園)
児童公園、2,2,50、政友公園、松山市東方町、約0.30ha、(児童公園)
児童公園、2,2,51、枝松公園、松山市枝松4丁目、約0.29ha、(児童公園)
児童公園、2,2,52、西石井公園、松山市西石井町、約0.25ha、(児童公園)
児童公園、2,2,53、東山公園、松山市東山町、約0.13ha、(児童公園)
児童公園、2,2,54、鴨川公園、松山市鴨川3丁目、約0.25ha、(児童公園9
児童公園、2,2,55、内宮公園、松山市内宮町、約0.12ha、(児童公園)
児童公園、2,2,56、北古川公園、松山市古川北1丁目、約0.29ha、(児童公園)
児童公園、2,2,57、来住公園、松山市来住町、約0.16ha、(児童公園)
児童公園、2,2,58、飯岡公園、松山市別府町、約0.20ha、(児童公園)
児童公園、2,2,59、神前公園、松山市溝辺町、約0.23ha、(児童公園)
児童公園、2,2,60、北土居公園、松山市北土居町、約0.19ha、(児童公園)
児童公園、2,2,61、南斉院公園、松山市南斉院町、約0.12ha、(児童公園)
児童公園、2,2,62、大西第2区公園、松山市堀江町、約0.11ha、(児童公園)
児童公園、2,2,63、堀江東公園、松山市堀江町、約0.24ha、(児童公園)
児童公園、2,2,64、和気公園、松山市和気町1丁目、約0.34ha、(児童公園)
児童公園、2,2,65、和泉公園、松山市和泉北3丁目、約0.13ha、(児童公園)
児童公園、2,2,66、内新田公園、松山市勝岡町、約0.33ha、(児童公園)
児童公園、2,2,67、六町公園、松山市勝岡町、約0.22ha、(児童公園)
児童公園、2,2,68、太衛門公園、松山市勝岡町、約0.10ha、(児童公園)
児童公園、2,2,69、南吉田中央公園、松山市南吉田町、約0.28ha、(児童公園)
近隣公園、3,2,7、古三津公園、松山市古三津1丁目、約0.80ha、(近隣公園)

理由書

建設省都計発第20号通達に基づき、都市計画公園の名称の変更をしようとするものである。

第594号議案 松山広域都市計画公園の変更(伊予市決定)

都市計画公園中第3号本郡塩田公園ほか1公園の名称を次のように改める。

【種別、名称(番号、公園名)、位置、面積、備考(旧種別)】

児童公園、2,2,141、本郡塩田公園、伊予市本郡、約0.31ha、(児童公園)

児童公園、2,2,142、南新川児童公園、伊予市下吾川字南西原、約0.19ha、(児童公園)

理由書

建設省都計発第20号通達に基づき、都市計画公園の名称の変更をしようとするものである。

第595号議案 松山広域都市計画公園の変更(北条市決定)

都市計画公園中第1号東町浦公園ほか5公園の名称を次のように改める。

【種別、名称(番号、公園名)、位置、面積、備考(旧種別)】

- 児童公園、2,2,101、東町浦公園、北条市大字辻字東町浦、約 0.22 ha、(児童公園)
- 児童公園、2,2,102、松尾公園、北条市中西外字久保、約 0.16 ha、(児童公園)
- 児童公園、2,2,103、西の下公園、北条市柳原、約 0.23 ha、(児童公園)
- 児童公園、2,2,104、新開児童公園、北条市辻、約 0.27 ha、(児童公園)
- 児童公園、2,2,105、新開浜公園、北条市辻字新開、約 0.07 ha、(児童公園)
- 児童公園、2,2,106、久保公園、北条市久保字南新畑、約 0.20 ha、(児童公園)

理由書

建設省都計発第 20 号通達に基づき、都市計画公園の名称の変更をしようとするものである。

第 596 号議案 松山広域都市計画公園の変更（松前町決定）

都市計画公園中第 1 号義農公園ほか 4 公園の名称を次のように改める。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考（旧種別）】

- 児童公園、2,2,121、義農公園、松前町大字筒井字義農、約 0.51 ha、(児童公園)
- 児童公園、2,2,122、黒田公園、松前町大字南黒田字下屋敷、約 0.15 ha、(児童公園)
- 児童公園、2,2,123、高柳公園、松前町大字上高柳字松原、約 0.11 ha、(児童公園)
- 児童公園、2,2,124、地蔵町公園、松前町大字北黒田字勢田、約 0.25 ha、(児童公園)
- 児童公園、2,2,125、塩屋公園、松前町大字北川原字原端、約 0.27 ha、(児童公園)

理由書

建設省都計発第 20 号通達に基づき、都市計画公園の名称の変更をしようとするものである。

第 597 号議案 松山広域都市計画公園の変更（川内町決定）

都市計画公園中 2,2,108 号南方東公園の名称を次のように改める。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考（旧種別）】

- 児童公園、2,2,161、南方東公園、温泉郡川内町大字南方字川上、約 0.22 ha、(児童公園)

理由書

建設省都計発第 20 号通達に基づき、都市計画公園の名称の変更をしようとするものである。

第 598 号議案 東予広域都市計画緑地の変更（西条市決定）

都市計画緑地に第 6 号神拝緑地を次のように追加する。

【名称（番号、緑地名）、位置、面積、備考】

- 6、神拝緑地、西条市神拝字中原、字西房、約 0.22ha、都市緑地

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

公園緑地構想に基づき、健全な都市整備を図るとともに、都市環境の保全と都市景観の向上を図るため、新たに神拝緑地を追加しようとするものである。

第 599 号議案 八幡浜都市計画下水道の変更（八幡浜市決定）

都市計画八幡浜公共下水道「3 下水道管渠」中、第 1 八幡浜中央幹線、第 2 八幡浜中央幹線及び八幡浜西幹線を次のように変更し、千丈川幹線ほか 24 幹線を廃止する。八幡浜公共下水道「4 ポンプ施設」中矢野橋雨水ポンプ場を次のように変更し、矢野橋汚水中継ポンプ場を廃止する。八幡浜公共下水道「5 処

理施設」中、八幡浜浄化センターを次のように変更する。

1 下水道の名称：八幡浜公共下水道

2 排水区域

【名称、面積、摘要】

八幡浜公共下水道、約 319ha、合流、約 179ha、分流、約 140ha

「区域は、計画図表示のとおり」

3 下水管渠

3-1 汚水管渠

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、摘要】

第1 八幡浜中央幹線、大字栗之浦字フクロセ、字沖新田、3.5m、約 580m、合流

第2 八幡浜中央幹線、大字栗之浦字フクロセ、大字松柏字江戸岡、0.7m、約 1,600m、分流

八幡浜西幹線、字沖新田、字沖新田、2.4m、約 260m、合流

八幡浜浄化センター放流管、大字栗之浦字フクロセ、大字栗之浦字フクロセ、3.5m×5.0m、約 30m、

「区域は、計画図表示のとおり」

3-2 雨水管渠

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、摘要】

7-0 幹線、字白浜、大字大平マツミタニ、2.4m～2.1m、約 840m

「幹線管渠の位置及び区域は、計画図表示のとおり」

4 ポンプ施設

【名称、位置、敷地面積、摘要】

矢野橋雨水ポンプ場、八幡浜市産業通 8、約 1,200m²

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

5 処理施設

【名称、位置、敷地面積、摘要】

八幡浜浄化センター、八幡浜市大字栗之浦字フクロセ、20,400m²

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由

八幡浜公共下水道は昭和 47 年排水区域約 319ha を計画決定し、鋭意整備が進められているところである。今回、管渠の自然流下方式の採用にともない、矢野橋汚水中継（圧送）ポンプ場を廃止するとともに矢野橋雨水ポンプ場の区域を変更しようとするものである。また、下水道計画と港湾計画との整合を図るため、処理施設の区域を一部変更し、あわせて都市計画に関する手続きの改定による管渠の変更をしようとするものであり、都市の健全な発展と公衆衛生の向上並びに公共用水域の水質の保全等を図るものである。

第 600 号議案 川之江都市計画汚物処理場の決定（川之江市決定）

都市計画汚物処理場を次のように決定する。

【名称（番号、汚物処理場名）、位置、面積、備考】

1、川之江市し尿処理場、川之江市川之江町、約 2,000 m²、膜分離高負荷生物脱窒素処理方式、処理能力 35kl/日

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

川之江市し尿処理場は、昭和 38 年から 39 年にかけて建設され、一部補修を行いながら供用してきたが、施設の著しい老朽化や、周辺の宅地化の進行等に伴い、適正なし尿処理に支障をきたしているため、早急な新設が望まれている。このため、候補地を検討した結果、金生川河口の埋立地が適地であることから、都市計画決定をしようとするものである。

第 601 号議案 南予レクリエーション都市計画汚物処理場の決定（宇和島市決定）

都市計画汚物処理場を次のように決定する。

【名称（番号、汚物処理場名）、位置、面積、備考】

- 1、宇和島地区広域事務組合衛生センター、宇和島市長堀 2 丁目、約 9,800 m²、標準脱窒素処理方式、処理能力 175kl/日

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

宇和島地区広域事務組合衛生センターは、昭和 42 年に建設され、一部補修を行いながら供用してきたが、近年施設老朽化が激しく、処理能力は限界に達していることから早急な新設が望まれている。このため、宇和島地区広域での検討の中で、現位置を候補地として供用しながら改築を計画し、今回、都市計画決定をしようとするものである。

会議録（質疑なし）

第 89 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：平成 3 年 11 月 8 日）

第 602 号議案 東予広域都市計画道路の変更（愛媛県知事決定）

都市計画道路中 3, 3, 5 号船屋阿島線を次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、3, 3, 5、船屋阿島線、西条市船屋字西山越、新居浜市阿島字三喜一番浜、（新居浜市一宮町 1 丁目、又野 1 丁目）、約 14,790m、地表式、22m、幹線街路と平面交差 13 箇所

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由書

3, 3, 5 号船屋阿島線は昭和 47 年に計画決定した幹線街路であり、将来交通量（平成 22 年）に対応し、交差点の円滑化を図ると共に、ポケットパークを設置するなど、街路機能の向上を図るため、本案の通り変更するものである。

第 603 号議案 東予広域都市計画道路の変更（新居浜市決定）

都市計画道路中 3,5,12 号新居浜駅菊本線ほか 1 路線を次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、3,5,12、新居浜駅菊本線、新居浜市坂井町 2 丁目、新居浜市菊本町 1 丁目、（新居浜市田所町）、約 2,980m、地表式、15m、幹線街路と平面交差 5 箇所

幹線街路、3,5,15、新田高木線、新居浜市新田町 3 丁目、新居浜市高木町、（新居浜市王子町）、約 2,820m、地表式、15m、幹線街路と平面交差 7 箇所

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由書

3,5,12 号新居浜駅菊本線は昭和 29 年に、3,5,15 号新田高木線は昭和 43 年に計画決定した幹線街路であり、将来交通量（平成 22 年）に対応し、交差点の円滑化を図るため、本案の通り変更するものである。

第 604 号議案 東予広域都市計画道路の変更（愛媛県知事決定）

1 都市計画道路中

- 3, 2, 2 号新屋敷船木線を 3, 2, 2 号安井船木線に、
- 3, 2, 38 号壬生川北条線を 3, 2, 38 号壬生川氷見線に、
- 3, 4, 42 号三津屋壬生川中学校線を 3, 4, 42 号東予港丹原線に、
- 3, 4, 43 号三芳下貝田線を 3, 4, 43 号楠浜北条線に、
- 3, 5, 44 号大正通り線を 3, 4, 44 号壬生川駅福王院線に名称を改め、
- 3, 2, 2 号安井船木線ほか 4 路線を次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、3, 2, 2、安井船木線、小松町大字安井字久保田、新居浜市船木字下長野、（東予市玉之江、西条市船屋）、約 31,340m、30m

内訳、東予市玉之江、小松町新屋敷、約 470m、嵩上式、25m

西条市氷見、西条市禎瑞、約 540m、嵩上式、25m

西条市禎瑞、西条市古川、約 880m、嵩上式、26m

西条市飯岡、西条市飯岡、約 410m、嵩上式、25m

新居浜市西喜光地町、新居浜市星原町、約 920m、嵩上式、47m、約 28,120m、地表式、25～40m、JR 予讃線と立体交差、自動車専用道路と立体交差 1 箇所、幹線街路と平面交差 19 箇所

幹線街路、3, 2, 38、壬生川氷見線、東予市壬生川、西条市氷見字大黒新田、(東予市北条)、約 5,190m、地表式、30m、幹線街路と平面交差 5 箇所

幹線街路、3, 4, 42、東予港丹原線、東予市北条、丹原町北田野、(東予市周布、丹原町願連寺)、約 7,210m、地表式、16m、JR 予讃線と立体交差、自動車専用道路と立体交差 1 箇所、幹線街路と平面交差 8 箇所

幹線街路、3, 4, 43、楠浜北条線、東予市楠、東予市北条、(東予市三芳、国安、周布)、約 6,300m、地表式、16m、JR 予讃線と立体交差、自動車専用道路と立体交差 2 箇所、幹線街路と平面交差 3 箇所

幹線街路、3, 5, 44、壬生川駅福王院線、東予市三津屋南、東予市北条、約 1,230m、地表式、16m、幹線街路と平面交差 3 箇所

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

2 都市計画道路に 1,3,1 号今治小松線ほか 6 路線を次のように追加する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、(主な経過地)、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

自動車専用道路、1,3,1、今治小松線、東予市河原津、小松町大字妙口字修理谷、(丹原町池田)約 1,1370m、22m、小松町大字妙口地内で四国縦貫自動車道に接続

内訳、東予市河原津、東予市河原津、約 530m、嵩上式、21m

東予市河原津、小松町大字妙口字修理谷、約 10,070m、嵩上式、21～22m、約 770m、地表式、22m

なお、東予市周布地内に出入口、各 2 箇所を設ける。入口：起終点方向、出口：起終点方向
小松町大字妙口地内に出入口、各 1 箇所を設ける。入口：起点方向、出口：終点方向

幹線街路、3,4,46、北条新田高松線、東予市北条、丹原町高松、(東予市周布)、約 6,940m、地表式、16m、JR 予讃線と立体交差、自動車専用道路と立体交差 1 箇所、幹線街路と平面交差 6 箇所

幹線街路、3,4,47、下町線、丹原町池田、丹原町今井、約 760m、地表式、16m、幹線街路と平面交差 2 箇所

幹線街路、3,4,49、妙口氷見線、小松町大字妙口字大垣、西条市氷見字走釣、(小松町大字新屋敷)、約 5230m、地表式、16m、自動車専用道路と立体交差 1 箇所、幹線街路と平面交差 2 箇所

幹線街路、3,4,50、北川南川線、小松町大字北川字松ノ丁、小松町大字南川字天王、約 520m、地表式、16m、幹線街路と平面交差 2 箇所

幹線街路、3,4,51、大久保北都谷線、小松町大字妙口字大久保、小松町大字妙口字北都谷、約 380m、地表式、16m、幹線街路と平面交差 2 箇所

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由書

1,3,1 号今治小松線(今治小松自動車道)は、当地域はもとより四国地域の経済、社会、文化等の発展を

図るため、本州四国連絡橋尾道今治ルート（西瀬戸自動車道）と四国縦貫自動車道を結ぶ自動車専用道路として、また関連道路についても今治小松線と一体となって交通網の形成、土地利用の促進、良好な居住環境の形成を図るため計画したものであり、本案のとおり東予広域都市計画道路の変更をしようとするものである。また、本都市計画による 1,3,1 号今治小松線が周辺環境に与える影響については、以下のとおりであり、都市計画を定める上で支障がないと判断する。

1,3,1 号今治小松線が環境に与える影響について

1 調査の結果

(1) 大気汚染

大気汚染常時測定局及び今治市松木(今治南中学校)において測定した大気質の測定結果を次表に示す。

大気質測定結果

【測定場所、測定期間、期間平均値（二酸化窒素(NO₂)、一酸化炭素(CO)）】

東予市、昭和 62 年度年平均値、0.012、0.4

今治市松木（今治南中学校）

春：S.63.5.14~5.20、0.023、0.5

夏：S.63.8.4~8.10、0.014、0.4

秋：S.63.10.1~10.7、0.013、0.3

冬：S.63.1.20~1.26、0.014、0.5

四季平均、0.016、0.4

(2) 騒音

今治市五十嵐他 4 箇所において実測した騒音の測定結果を次表に示す。

騒音測定結果（中央値 L₅₀）

【測定場所、地域類型、測定値（中央値 L₅₀（ホン））（朝、昼、夕、夜）、測定期間】

今治市五十嵐、無指定、40、44、44、34、H.1.2.21~22

朝倉村朝倉南乙、無指定、36、45、48、37、H.1.2.21~22

東予市喜多台、A 類型、38、44、38、46、H.1.2.20

東予市久枝、A 類型、36、44、39、37、H.1.2.20

小松町原、無指定、45、51、46、43、H.1.2.20

(3) 振動

今治市五十嵐他 4 箇所において実測した振動の測定結果を次表に示す。

振動測定結果

【測定場所、地域区分、測定値 L₁₀（dB）（昼間、夜間）、測定期間】

今治市五十嵐、無指定、<30、<30、H.1.2.21~22

朝倉村朝倉南乙、無指定、<30、<30、H.1.2.21~22

東予市喜多台、第 1 種、<30、<30、H.1.2.20

東予市久枝、第 1 種、<30、<30、H.1.2.20

小松町原、無指定、35、34、H.1.2.20

注）<印は、振動計の測定下限値 30 dB 未満の値を示す。

計画路線周辺において地盤卓越振動数が 15Hz 以下となる地域はないので、道路交通振動に係る問題は発生しないと考えられる。

地盤沈下

(4) 地形・地質

計画路線は「文化財保護法」による地形・地質にかかる名勝・天然記念物は該当がなく、「第1回自然環境保全基礎調査（環境庁：昭和51年）」“すぐれた自然図”に示された“扇状地”を通過する。しかし、他の文献で位置付けはなく、又保全のための特別な規制はかかっていない。現況は市街化が進行し集落が点在する普通に見られる平野である。

(5) 景観

計画路線は、「自然公園法」に基づく瀬戸内海国立公園（普通地域）を通過し、この地域を瀬戸内海国立公園笠松山地区と言い、この地区から計画路線が見える主要眺望地点としては世田山と桜井総合公園出入口がある。この瀬戸内海国立公園（普通地域）を通過する計画路線は、盛土または切土構造となっており、今治市孫兵衛作付近にて国道196号と接続するためインターチェンジが計画されている。

(6) 水質汚濁

サービスエリア等の施設計画がなく、水質汚濁に影響を与えるおそれがある工事は実施しない。

(7) 地盤沈下

軟弱地盤地帯を通過しない。

(8) 植物

自然環境保全法、自然公園法、都市緑地保全法等の自然環境の保全を目的とする法令により指定された地域及び既存資料の収集等により学術上等の観点から重要と認められる地域を通過しない。

(9) 動物

植物に同じ。

2 影響の内容及び程度

予測条件の基本となる予測対象時期は平成22年とし、予測に用いる日交通量及び予測地域を次表に示す。

計画日交通量（単位：台/日）

【No、区間、予測対象地域、計画日交通量】

- 1、今治南 IC～今治朝倉 IC、今治市五十嵐、15,700、
- 2、今治朝倉 IC～今治東 IC、朝倉村朝倉南乙、16,700
- 3、今治東 IC～東予丹原 IC、東予市喜多台、18,600
- 4、東予丹原 IC～小松 IC、東予市久枝、19,200
- 5、小松 IC～小松 JCT、小松町原、16,400

(1) 大気汚染

今治市五十嵐他4箇所の予測対象地域における大気汚染の予測結果を次表に示す。

大気汚染の予測結果（NO₂及びCO）、（単位；ppm）

【No、区間、予測対象地域、自動車交通による発生濃度（二酸化窒素、一酸化炭素）】

- 1、今治南 IC～今治朝倉 IC、今治市五十嵐、0.003、0.01
- 2、今治朝倉 IC～今治東 IC、朝倉村朝倉南乙、0.002、0.01
- 3、今治東 IC～東予丹原 IC、東予市喜多台、0.002、0.01
- 4、東予丹原 IC～小松 IC、東予市久枝、0.002、0.01
- 5、小松 IC～小松 JCT、小松町原、0.001、0.00

(2) 騒音

今治市五十嵐他 4 箇所 の 予測対象地域における騒音の予測結果を次表に示す。

騒音の予測結果（中央値 L_{50} ）（単位；ホン）

【No、区間、予測対象地域、時間区分、予測値】

- 1、今治南 IC～今治朝倉 IC、今治市五十嵐、朝、52、昼、51、夕、48、夜、41
- 2、今治朝倉 IC～今治東 IC、朝倉村朝倉南乙、朝、50、昼、49、夕、46、夜、38
- 3、今治東 IC～東予丹原 IC、東予市喜多台、朝、53、昼、52、夕、50、夜、43
- 4、東予丹原 IC～小松 IC、東予市久枝、朝、51、昼、50、夕、48、夜、40
- 5、小松 IC～小松 JCT、小松町原、朝、48、昼、47、夕、45、夜、38

（3）景観

景観の予測は、瀬戸内海国立公園（普通地域）を通過する計画路線が視認できる主要眺望地点である世田山及び桜井総合公園出入口からの眺望の変化を予測した結果を次に示す。

ア）世田山からの眺望

現況では、石鎚山系の山並みを背景に、周桑平野が一望され、左手には燧灘から遠く西条市の海岸線まで展望される。計画路線完成後では、周桑平野に延びる計画路線の盛土構造と部分的に高架構造が見えるが、眼下に見下ろす方向で距離もあり、主要な景観要素及び眺望の変化に与える影響はほとんどないものと考えられる。

イ）桜井総合公園出入口からの眺望

現況では、手前に農地が広がり、後方に瀬戸内海国立公園（普通地域）の山並みが見え、農地と山並みの間には国道 196 号及び JR 予讃線が展望される。計画路線完成後では、本線の切土部、その手前にインターチェンジの接続道路の盛土構造、その右手に国道 196 号及び JR 予讃本線を渡り国道 196 号に取りつく高架構造が家屋によって遮断され断片的に見られる。

3 影響の評価

（2）（1）大気汚染

今治市五十嵐他 4 箇所 の 予測対象地域における大気汚染の評価結果を次表に示す。

大気汚染の予測結果（ NO_2 ）、（単位；ppm）

【No、区間、予測対象地域、環境保全目標値、自動車交通による発生濃度、バックグラウンド濃度、合計値（年平均値、年間 98%値）、評価】

- 1 今治南 IC～今治朝倉 IC、今治市五十嵐、0.04～0.06 又はそれ以下、0.003、0.016、0.019、0.035、すべて環境保全目標値を満足している。
- 2 今治朝倉 IC～今治東 IC、朝倉村朝倉南乙、0.04～0.06 又はそれ以下、0.002、0.016、0.018、0.033、すべて環境保全目標値を満足している。
- 3 今治東 IC～東予丹原 IC、東予市喜多台、0.04～0.06 又はそれ以下、0.002、0.012、0.014、0.027、すべて環境保全目標値を満足している。
- 4 東予丹原 IC～小松 IC、東予市久枝、0.04～0.06 又はそれ以下、0.002、0.012、0.014、0.027、すべて環境保全目標値を満足している。
- 5 小松 IC～小松 JCT、小松町原、0.04～0.06 又はそれ以下、0.001、0.012、0.013、0.026、すべて環境保全目標値を満足している。

大気汚染の予測結果（CO）、（単位；ppm）

【No、区間、予測対象地域、環境保全目標値、自動車交通による発生濃度、バックグラウンド濃度、

合計値（年平均値、年間98%値）、評価】

- 1 今治南 IC～今治朝倉 IC、今治市五十嵐、10 以下、0.01、0.40、0.41、1.15、すべて環境保全目標値を満足している。
- 2 今治朝倉 IC～今治東 IC、朝倉村朝倉南乙、10 以下、0.01、0.40、0.41、1.15、すべて環境保全目標値を満足している。
- 3 今治東 IC～東予丹原 IC、東予市喜多台、10 以下、0.01、0.40、0.41、1.15、すべて環境保全目標値を満足している。
- 4 東予丹原 IC～小松 IC、東予市久枝、10 以下、0.01、0.40、0.41、1.15、すべて環境保全目標値を満足している。
- 5 小松 IC～小松 JCT、小松町原、10 以下、0.00、0.40、0.40、1.14、すべて環境保全目標値を満足している。

(2) 騒音

今治市五十嵐他 4 箇所 の 予測対象地域における騒音レベルの評価結果を次表に示す。

騒音の評価結果（単位；ホン）

【No、区間、予測対象地域、地域類型、時間区分、環境保全目標値、評価、対策の必要性】

- 1 今治南 IC～今治朝倉 IC、今治市五十嵐、B、朝、65、52、昼、65、51、夕、65、48、夜、60、41、環境保全目標値を満足する、無
- 2 今治朝倉 IC～今治東 IC、朝倉村朝倉南乙、B、朝、65、50、昼、65、49、夕、65、46、夜、60、38、環境保全目標値を満足する、無
- 3 今治東 IC～東予丹原 IC、東予市喜多台、A、朝、55、53、昼、60、52、夕、55、50、夜、50、43、環境保全目標値を満足する、無
- 4 東予丹原 IC～小松 IC、東予市久枝、A、朝、55、51、昼、60、50、夕、55、48、夜、55、40、環境保全目標値を満足する、無
- 5 小松 IC～小松 JCT、小松町原、B、朝、65、48、昼、65、47、夕、65、45、夜、60、38、環境保全目標値を満足する、無

(3) 景観

瀬戸内海国立公園の主要眺望地点である世田山及び桜井総合公園出入口からの景観についての評価結果を次に示す。

ア) 世田山からの眺望

計画路線完成後、土工部の法面緑化や高架部の桁の色彩等を考慮することにより、眼下に見下ろす方向で距離もあることから、眺望の変化に与える影響は軽微であり、景観を務めて保全することができる。

イ) 桜井総合公園出入口からの眺望

計画路線完成後の眺望の変化については、土工部の法面緑化や高架部の桁の色彩等を考慮することにより、周辺景観に及ぼす影響を極力少なくするように努めることから、景観を務めて保全することができる。

4 対策の検討結果

- (1) 大気汚染、騒音、及び景観の予測結果に基づいて評価した結果、特に環境保全対策を行う必要はない。
- (2) その他必要な環境保全対策

1) 工事中の環境保全対策

工事の実施に際しては、関係法令等を遵守し環境に及ぼす影響をできるだけ少なくするよう努める。騒音、振動については騒音規制法及び振動規制法に基づく規制規準を遵守して工事を行う。また、施工場所によって土砂の掘削及び運搬等による塵埃が発生する恐れがあるところでは、工事用道路の位置選定、散水等により影響が少なくなるように努める。水質汚濁については、必要がある場合は水質に有害な影響をあたえないような措置を講じる。

2) その他

工事中及び供用後予測し得なかった著しい悪影響の発生がみられる場合は、必要に応じて環境に及ぼす影響について、調査を実施し適切な措置を講じるものとする。

第 605 号議案 今治広域都市計画道路の変更（愛媛県知事決定）

1 都市計画道路中 3,4,11 号今治立花線を 3,4,11 号今治喜田村線に名称を改め、3,4,11 号今治喜田村線他 1 路線を次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、3,4,11、今治喜田村線、今治市別宮町 1 丁目、今治市喜田村 6 丁目、（今治市衣干町 2 丁目）、約 3,500m、地表式、18m、幹線街路臨港線と立体交差、幹線街路と平面交差 9 箇所

幹線街路、3,5,27、今治日高線、今治市常盤町 4 丁目、今治市高橋、（今治市常盤町 4 丁目）、約 5,030m、地表式、12m、JR 予讃線と立体交差、自動車専用道路と立体交差 1 箇所、幹線街路と平面交差 3 箇所

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

2 都市計画道路に 1,3,1 号今治小松線ほか 2 路線を次のように追加する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

自動車専用道路、1,3,1、今治小松線、今治市小泉、今治市孫兵衛作、（朝倉村朝倉下）、約 11,550m、22m、今治市小泉地内で西瀬戸自動車道に接続

内訳、今治市別名、今治市五十嵐、約 1,920m、嵩上式、21～22m

今治市五十嵐、今治市新谷、約 910m、嵩上式、22m

今治市新谷、朝倉村朝倉南、約 4400m、嵩上式、21～22m

朝倉村朝倉南、今治市長沢、約 460m、地下式、11×2m

今治市長沢、今治市長沢、約 360m、嵩上式、22m

約 3,460m、地表式、22m、JR 予讃線と立体交差

なお、今治市新谷地内に出入口、各 2 箇所を設ける。入口：起終点方向、出口：起終点方向

今治市長沢地内に出入口、各 1 箇所を設ける。入口：終点方向、出口：起点方向

幹線街路、3,3,46、喜田村新谷線、今治市喜田村 6 丁目、今治市新谷、（今治市高市）、約 4,070m、地表式、25m、JR 予讃線と立体交差、幹線街路と平面交差 2 箇所

幹線街路、3,3,47、別名矢田線、今治市高橋、今治市矢田、（今治市別名）、約 2,310m、地表式、16m、自動車専用道路と立体交差 1 箇所、幹線街路と平面交差 2 箇所

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由書

1,3,1号今治小松線（今治小松自動車道）は、当地域はもとより四国地域の経済、社会、文化等の発展を図るため、本州四国連絡橋尾道今治ルート（西瀬戸自動車道）と四国縦貫自動車道を結ぶ自動車専用道路として、また関連道路についても今治小松線と一体となって交通網の形成、土地利用の促進、良好な居住環境の形成を図るため計画したものであり、本案のとおり今治広域都市計画道路の変更をしようとするものである。また、本都市計画による1,3,1号今治小松線が周辺環境に与える影響については、以下のとおりであり、都市計画を定める上で支障がないと判断する。

1,3,1号今治小松線が環境に与える影響について（604号議案に同じ）

第606号議案 松山広域都市計画道路の変更（愛媛県知事決定）

都市計画道路中3,3,8号南堀端市場線を次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

3,3,8 南堀端市場線、松山市南堀端町、伊予市市場字打田、（松山市保免町、松前町大字恵久美、伊予市下吾川）、約13,650m、地表式、24m、伊予鉄高浜線と平面交差、伊予鉄郡中線と平面交差、JR予讃線と立体交差2カ所、幹線街路松山環状線と立体交差、幹線街路と平面交差11箇所、
「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由

3,3,8号南堀端市場線（国道56号線）は昭和48年に現計画として変更を行い、鋭意整備が進められているところであるが、四国縦貫自動車道の整備に伴い、伊予インターチェンジの交通を円滑に市街地に分散導入するとともに、交通混雑の解消を図り、円滑な都市活動を確保するため本案のとおり変更しようとするものである。

第607号議案 南予レクリエーション都市計画下水道の変更（宇和島市決定）

南予レクリエーション都市計画宇和島公共下水道「2 排水区域」及び「3 下水管渠」中城北第1汚水幹線、城北第2汚水幹線、城北第3汚水幹線、城南第1汚水幹線、神田川原第1汚水幹線、来第1汚水幹線及び坂下津第1汚水幹線を次のように変更し、同公共下水道「3 下水管渠」に放流管及び吐口を次のように追加し、同公共下水道「3 下水管渠」中城北第4汚水幹線ほか25幹線を廃止し、同公共下水道「5 処理施設」中戒山浄化センターを宇和島市浄化センターに変更する。

- 1 下水道の名称：宇和島公共下水道
- 2 排水区域

【名称、面積、摘要】

宇和島公共下水道、約513ha、（城北排水区、約140ha、城南排水区、約166ha、神田川原排水区、約17ha、坂下津排水区、約38ha、新田排水区、約51ha、本村川排水区、約11ha、来排水区、約90ha、）

「区域は、計画図表示のとおり」

- 3 下水管渠

3-1 汚水管渠

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、摘要】

城北第1汚水幹線、宇和島市弁天町2丁目、宇和島市栄町港2丁目、1.35m～1.10m、約630m、城

北処理系統（分流式）

城北第 2 汚水幹線、宇和島市栄町港 3 丁目、宇和島市和霊元町 1 丁目、0.7m、約 770m、城北処理系統（分流式）

城北第 3 汚水幹線、宇和島市和霊元町 1 丁目、宇和島市和霊元町 4 丁目、0.60m、約 260m、城北処理系統（分流式）

城北第 4 汚水幹線、宇和島市栄町港 2 丁目、宇和島市大宮町 1 丁目、0.45m～0.3m、約 1,140m、城北処理系統（分流式）

放流管及び吐口、宇和島市弁天町 2 丁目、宇和島市弁天町 2 丁目、1.35m、約 70m、城北処理系統（分流式）

城南第 1 汚水幹線、宇和島市栄町港 2 丁目、宇和島市明倫町、1.10m～0.60m、約 1,070m、城南処理系統（分流式）

城南第 4 汚水幹線、宇和島市文京町、宇和島市佐伯町 2 丁目、0.80m、約 580m、城南処理系統（分流式）

神田川原第 1 汚水幹線、宇和島市佐伯町 2 丁目、宇和島市新田町 1 丁目、0.80m、約 100m、神田川原処理系統（分流式）

来第 1 汚水幹線、宇和島市新田町 1 丁目、宇和島市保田町西附、0.70m～0.45m、約 2,690m、来处理系統（分流式）

坂下津第 1 汚水幹線、宇和島市明倫町、宇和島市坂下津 3 区、0.50m、約 170m、坂下津処理系統（分流式）

3-2 雨水管渠

城北雨水排水ポンプ場放流渠及び吐口、宇和島市築地町 1 丁目、宇和島市築地町 1 丁目、2.3m、約 160m、城北排水区（分流式）

城南雨水排水ポンプ場放流渠及び吐口、宇和島市明倫町、宇和島市明倫町、2.4m、約 40m、城南排水区（分流式）

新田第 2 雨水排水ポンプ場放流渠及び吐口、宇和島市新田町 2 丁目、宇和島市新田町 2 丁目、2.1m、約 20m、新田排水区（分流式）

来雨水排水ポンプ場放流渠及び吐口、宇和島市長堀 2 丁目、宇和島市長堀 2 丁目、3.1m、約 30m、来排水区（分流式）

4 ポンプ施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

城北雨水排水ポンプ場、宇和島市築地町 1 丁目、約 2,100m²、162m³/分、3 台

城南雨水排水ポンプ場、宇和島市明倫町、約 3,000m²、166m³/分、3 台

新田第 1 雨水排水ポンプ場、宇和島市新田町 2 丁目、約 100m²、45m³/分、2 台

新田第 2 雨水排水ポンプ場、宇和島市新田町 2 丁目、約 3,700m²、50m³/分、1 台、123.3m³/分、3 台

来雨水排水ポンプ場、宇和島市長堀 2 丁目、約 4,300m²、90m³/分、1 台、150m³/分、1 台

「区域は、計画図表示のとおり」

5 処理施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

宇和島浄化センター、宇和島市弁天町 2 丁目、約 28,400m²、計画 1 日最大汚水量、約 41,660m³/日

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

宇和島公共下水道区は、昭和 60 年排水区域約 510ha を計画決定し、整備が進められているところである。今回、管渠の経済性、事業効果の早効性等を考慮し、処理施設の位置等を変更し、あわせて都市計画に関する手続きの改定による管渠の変更を行い、都市の健全な発展と公衆衛生の向上、並びに公共用水域の水質の保全を図るものである。

会議録（質疑のみ）

第 602 号議案

事務局：船屋阿島線の変更は、新居浜駅菊本線及び新田高木線との交差点部 2 箇所について右折車線やポケットパークを追加した。

第 603 号議案

事務局：新居浜駅菊本線の変更は船屋阿島線及び前田庄内線との交差点部、新田高木線の変更は船屋阿島線との交差点部であり、右折車線を追加した。

第 604 号、第 605 号議案

事務局：安井船木線は起点側へ幅員 25m で約 7,570m 延長、壬生川氷見線は幅員 25m で約 2,120m 延長し西条市氷見で安井船木線に接続、東予港丹原線は東予市北条から丹原町北田野まで約 4,650m 延長、楠浜北条線は東予市三芳から東予市楠浜まで約 1,375m 延長して東予市楠浜で国道 196 号線に接続し、また東予市周布から東予市北条まで約 925m 延長して東予市北条で北条新田高松線に接続、壬生川駅福王院線は東予市三津屋から東予市北条条まで約 930m 延長して東予市北条で北条新田高松線に接続する。

第 605 号議案の今治喜田村線は終点側へ約 740m 延長し、今治市喜田村で喜田村新谷線に接続、今治日高線は別名矢田線との交差点部の変更のみです。

地元説明会は、平成元年 9 月 8 日から 9 月 29 日にかけて東予市 4 会場、小松町 2 会場、丹原町西条市各 1 会場、今治市 4 会場、朝倉村 1 会場の合計 13 会場で開催した。この説明会では、東予市、今治市、朝倉村で、環境の悪化、集落の分断、農業の問題を理由に路線変更を求める意見が出され、これに対し 19 回にわたり再度の説明会を開催して理解と協力を求めてきた。路線について、各市町村では平成 2 年 12 月 21 日から平成 3 年 5 月 15 日にかけて計画ルートについて都市計画審議会の意見を聞いた結果、現ルート案で手続きを進めることが了承された。こうして地元体制が整ったので、案の縦覧を平成 3 年 9 月 24 日から 10 月 8 日まで行ったところ、第 604 号議案（東予）について縦覧者数 410 名、8,639 通の意見書が出た。また第 605 号議案（今治）については、縦覧者数 307 名、8,214 通の意見書が出ている。第 604 号議案（東予）のうち今治小松線への意見書は 8,115 通です。このうち賛成して早期整備を願う意見書が 5,135 通あり、その理由は、地域の発展に不可欠、利便性や開発効果を考慮した良いルート、交通渋滞の解消や緩和などである。計画案に賛成するが、実施に際して周辺整備、環境保全、交通安全、地域分断、インターチェンジ周辺の計画的開発、代替地の斡旋や補償などの配慮を望むとの意見書が 1,492 通ある。反対意見は 794 通で、その理由は、環境の悪化、地域分断、農作物、農作業への影響、

ルートの変更、交通安全や治安の悪化、地価の低下等である。また、環境の悪化、地域分断、農作物、農作業への影響、交通安全や治安の悪化、地価の低下等の意見書が 694 通ある。次に第 605 号議案（今治）のうち今治小松線への意見書は 8,106 通です。このうち賛成して早期整備を願う意見書が 4,403 通あり、その理由は、高速交通体系を確立し、地域の発展に不可欠、利便性や開発効果を考慮した良いルート、本四架橋による交通渋滞を解消し、都市内交通の円滑化に必要、地域発展につながるなどである。計画案に賛成するが、実施に際して周辺整備、環境保全、代替地の斡旋や補償などの配慮を望むとの意見書が 1,645 通ある。反対意見は 1,717 通で、その理由は、住民無視のルート、ルートを山側に変更せよ、環境の悪化、集落分断、農地を取られ農業ができなくなる等である。また、反対住民の意見を聞き、路線変更も検討してほしい、環境の悪化に配慮、周辺整備での地元協議、十分な補償等の意見書が 341 通ある。

ルートは、地域の利便性や開発のインパクト、及び国道 196 号今治バイパスの連絡等を総合的に判断して選定したもので、最良のルートと考えており、大方の地域住民の理解が得られたと考えている。計画ルートは学校からは約 130m、神社からは約 100m が最短距離であり、騒音、振動、大気汚染等特に支障ないと考えているが、景観などにも充分配慮したい。住民無視の路線との意見については、元年 9 月の地元説明会以来 30 回に余る地区説明会などで周知を図り、関係住民の意見も聞いたので、大方の住民の理解が得られたと考えているが、今後とも一層の理解が得られるよう努力したい。

委員：意見書の反対、賛成、要望等には充分配慮がされていると思うが、それでも今治小松線については一部の反対があるようだが、それらは数値上何%程度のものか。

事務局：反対意見書は意見書全体の 14%である。

委員：この路線に 8,000 通あまりの意見書がでてるのは異例ではないか。反対、賛成、要求など住民が異常な反応を示している。この点、説明を願いたい。

幹事：この案件については、2 年に渡って論議がなされ、非常に関心が深い。自分達の将来のまちづくりのための意見として多数の意見書が出たと理解している。

委員：この路線は、地区の市町村で期成同盟会をつくってまで推進して来た。その経過の中で、公式発表はないが、意見書の中に山側にといい意見もあり、路線の建設は賛成だがルートには異存があるとの意見がある。端的に言って、山側ルートと海側ルートに分けると、高速道路はできるだけ直線で結ぶことになるが、山側ルートを主張する方々に理解されてない。この経緯はどうなっているのか。

委員：今の、山側ルートと海側ルートの件だが、一度もそういう図面やルートとして決定したという話を聞いたことがない。たまたま県政要覧 25 万分の 1 の地図の中にこのような道をひっぱるといふ大まかな地図があっただけなのだ、ルートとして決めたものは今回のこのルートが初めてで 1 本であり、山側ルートと海側ルートを検討したものではないと聞いているが、その辺をはっきり聞かせてほしい。

事務局：今治小松自動車道のルート選定については、62 年第 4 次全国総合開発計画の閣議決定を受けて、建設省で本格的な路線検討を行い、本四連絡道路と四国縦貫自動車道とを連絡するという観点から幅広く検討した。先に説明したように、地域の利便性や開発のインパクト、及び国道 196 号今治バイパスの連絡等を総合的に判断して選定したものである。ルート発表は今回が初めてです。

委員：この問題については、本県の交通体系の整備に最も重要な路線であり、関係市町村が東京へ陳情を相当数、回を重ねてようやく今日にいたっておるので、意見書が 8,000 通あったのは異例ではないかという意見も出たが、そのうちの 80 数%は賛成及び要望である。話に出て来る山側ルートについ

ては、正式なルートとしては聞いたことがない。今日のルートが最初のルートと考えている。採決を望む。

委員：正式ルートはこれ 1 本であることは承知しているが、高速道路は直線で最短距離をいくケースが多い。地元の要望も含めて検討した結果、今回の路線が有利だとの説得力があつてよいのではないか。最初から検討していないのではいけない。建設省がやったのではないか。

幹事：ルートについては内陸部を含めて広範囲に検討した。非常に多くの要素を検討し、総合的に判断した結果が現在のルートであり、最良と考えて提出した。

委員：地主の意見はどのようなものか。昨夜、別名地区の人から電話があり、地権者 47 名中 40 名が反対とのことだった。地主として困るとの意見は多かったと思うが、地主についてはどうなのか。

事務局：縦覧は 2,500 分の 1 の図面で実施しており、関係権利者の状況は明らかでなく、集計していない。

第 606 号議案

事務局：本議案は国道 56 号にかかる都市計画道路 3,3,8 号南堀端市場線で、現在の計画は起点から伊予警察署まで幅員 24m の 4 車線、伊予警察署から伊予市市場鳩岡の間は幅員 12m の 2 車線になっている。今回、伊予警察署から伊予市市場鳩岡の間 2,680m について、海側に拡幅し、決定済みの幅員 12m と併せて幅員 30m の 4 車線に、また伊予市市場鳩岡から JR 向井原駅付近の伊予市市場字打田までの 970m を幅員 30m で延伸追加して 4 車線として計画したものである。

第 90 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：平成 4 年 2 月 14 日）

第 608 号議案 伊予三島都市計画防火地域の決定（伊予三島市決定）

都市計画準防火地域を次のように決定する。

【種類、面積、備考】

準防火地域、約 30ha、商業地域

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由

近年、都市の安全性を確保するため、市街地における火災の危険防除に対応する建築物の防火機能の向上が強く求められている。このため、昭和 50 年に指定した用途地域のうち店舗、住宅が密集し木造建築物の比率や火災の発生率が高い商業地域の区域を準防火地域に指定しようとするものである。

第 609 号議案 伊予三島都市計画道路の変更（伊予三島市決定）

都市計画道路中 3,5,10 号中曾根三島港線を、次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、(主な経過地)、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、3,5,10、中曾根三島港線、中曾根町字溝又、中央 1 丁目、(中央 2 丁目)、約 940m、地表式、12m、JR 予讃線と平面交差 1 箇所、幹線街路と平面交差 1 箇所

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

中曾根三島港線は、地域の幹線道路として鋭意整備が進められている。今回、交差部の交通の円滑化を図るとともに、将来交通量に対応するため、三島中央線（国道 11 号バイパス）、及び三島枝村線（国道 11 号）との交差部を昭和 58 年改定の道路構造令に基づき、本案のとおり変更しようとするものである。

第 610 号議案 今治広域都市計画道路の変更（今治市決定）

都市計画道路中 3,5,44 号北宝来近見線を次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、(主な経過地)、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、3,5,44、北宝来近見線、今治市北宝来町 4 丁目、今治市近見町 3 丁目、(今治市別宮町 9 丁目)、約 2,660m、地表式、15.5m、幹線街路と平面交差 1 箇所

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由書

北宝来近見線は、昭和 58 年今治広域都市計画高速鉄道の決定に合わせ、四国旅客鉄道予讃線に隣接し、都市計画道路として決定したものであるが、JR 軌道敷と本路線との間の私有地を道路敷として有効利用を図り、自歩道及びポケットパークを設置する等、街路機能の向上を図るため、本案のとおり変更しようとするものである。

第 611 号議案 松山広域都市計画道路の変更（愛媛県知事決定）

都市計画道路中 3,3,6 号勝山町則之内線を次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、(主な経過地)、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄

道等との交差の構造】

幹線道路、3,3,6 勝山町則之内線、松山市勝山町 2 丁目、川内町大字則之内、(松山市北久米町、松山市水尾町、重信町大字牛渕、重信町大字志津川、重信町大字樋口、重信町大字横河原、川内町大字北方、川内町大字南方、川内町大字則之内)、約 17,460 m、地表式、24m、伊予鉄横河原線と立体交差 2 箇所、幹線街路松山環状線と立体交差、幹線街路と平面交差 5 箇所、川内町大字南方字竹之鼻地内で四国縦貫自動車道 IC に接続

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由書

勝山町則之内線(国道 11 号バイパス)は主要幹線道路として、鋭意整備が進められているところであるが、今回将来交通量の増大に対応し、四国縦貫自動車道川内 IC(仮称)のアクセス道路との円滑な結合や、終点部等の既存道路との整合等を図るため、本案のとおり一部区域の拡大変更をしようとするものである。

第 612 号議案 松山広域都市計画公園の変更(伊予市決定)

都市計画公園中 2.2.143 古茂池児童公園を次のように追加する。

【種別、名称(番号、公園名)、位置、面積、備考】

児童公園、2.2.143、古茂池児童公園、伊予市尾崎字上林、約 0.12 ha、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

健全な都市環境の整備と児童の福祉向上を図るため、都市公園の適正配置を考慮し、今回新たに古茂池児童公園を計画決定しようとするものである。

第 613 号議案 松山広域都市計画下水道の変更(松山市決定)

松山広域都市計画松山公共下水道「2 排水区域」及び「3 下水管渠」中、石井 5 号雨水幹線及び久米 1 号雨水幹線を次のように追加し、1 号幹線、2 号幹線、5 号幹線、中央 1 号汚水幹線、中央 2 号汚水幹線、中央 3 号汚水幹線、中央 4 号汚水幹線、桑原 1 号汚水幹線、石井 2 号汚水幹線、素鷲 1 号汚水幹線、浮穴 1 号汚水幹線、1 号第 1 増補管、2 号第 2 増補管、中須賀 1 号汚水幹線、山西 3 号汚水幹線、三津浜 1 号汚水幹線、三津浜 2 号汚水幹線、斎院 1 号汚水幹線、富久 2 号汚水幹線、余戸 1 号汚水幹線、東垣生汚水幹線、西垣生 1 号汚水幹線、桑原 2 号雨水幹線、素鷲 1 号雨水幹線、中須賀 2 号雨水幹線、中須賀 6 号雨水幹線、洗地 2 号雨水幹線及び三段地 4 号雨水幹線を次のように変更し、3 号幹線ほか 100 幹線を廃止する。松山公共下水道「5 処理施設」中、処理施設の名称を次のように変更する。

- 1 下水道の名称：松山公共下水道
- 2 排水区域

【名称、面積、備考】

松山公共下水道、約 5,177ha、中央排水区 3,390ha、西部排水区 1,787ha

「区域は、計画図表示のとおり」

- 3-1 下水管渠(汚水幹線)

【名称、位置(起点、終点)、区域(管径又は幅員、延長)、備考】

1 号幹線、生石町、平和通 1 丁目、0.90m~5.00m、約 4,490m、中央処理区(合流管)

2 号幹線、湊町 8 丁目、千舟町 4 丁目、1.35m~1.80m、約 1380m、中央処理区(合流管)

5号幹線、築山町、湯渡町、1.20m～1.95m、約720m、中央処理区（合流管）

6号幹線、千舟町5丁目、此花町、0.40m～1.00m、約1,960m、中央処理区（合流管）

中央1号汚水幹線、南江戸4丁目、平井町、0.60m～1.80m、約10,500m、中央処理区（分流管）

中央2号汚水幹線、南江戸4丁目、清水町3丁目、0.45m～0.90m、約3,890m、中央処理区（分流管）

中央3号汚水幹線、生石町、和泉北3丁目、1.35m～2.00m、約2,350m、中央処理区（分流管）

中央4号汚水幹線、保免中2丁目、今在家町、0.70m～1.20m、約6,000m、中央処理区（分流管）

桑原1号汚水幹線、小坂5丁目、枝松1丁目、0.60m～0.90m、約1,340m、中央処理区（分流管）

石井2号汚水幹線、古川西1丁目、東石井町、0.50m～0.80m、約2,710m、中央処理区（分流管）

素鷲1号汚水幹線、朝生田町、中村5丁目、0.80m～1.35m、約1,220m、中央処理区（分流管）

浮穴1号汚水幹線、北土居町、森松町、0.60m～0.70m、約1,140m、中央処理区（分流管）

保免2号汚水圧送幹線、土居田町、保免中2丁目、1.20m、約1,090m、中央処理区（分流管）

1号増補管、生石町、湊町8丁目、2.00m、約790m、中央処理区（合流管）

1号第1増補管、湊町8丁目、千舟町8丁目、2.00m、約180m、中央処理区（合流管）

1号第2増補管、千舟町8丁目、平和通1丁目、1.35m～5.20m、約3,340m、中央処理区（合流管）

2号増補管、南江戸3丁目、千舟町8丁目、5.00m、約920m、中央処理区（合流管）

2号第2増補管、千舟町7丁目、勝山町1丁目、1.80m～2.40m、約2,260m、中央処理区（合流管）

6号第1増補管、大街道1丁目、湊町3丁目、1.10m、約180m、中央処理区（合流管）

6号第2増補管、千舟町2丁目、湊町2丁目、0.70m、約100m、中央処理区（合流管）

6号第3増補管、勝山町1丁目、築山町、1.35m、約230m、中央処理区（合流管）

中須賀1号汚水幹線、三杉町、新浜町、0.60～0.80m、約920m、西部処理区（分流管）

山西3号汚水幹線、山西町、山西町、0.70m、約420m、西部処理区（分流管）

三津浜1号汚水幹線、別府町、三杉町、0.90～1.35m、約2,590m、西部処理区（分流管）

三津浜2号汚水幹線、大可賀1丁目、山西町、0.70m、約650m、西部処理区（分流管）

北吉田汚水幹線、南吉田町、北吉田町、1.35～1.50m、約2,220m、西部処理区（分流管）

齊院1号汚水幹線、南吉田町、高岡町、0.60m～0.70m、約1,510m、西部処理区（分流管）

富久1号汚水幹線、東垣生町、南吉田町、1.50～1.65m、約1,290m、西部処理区（分流管）

富久2号汚水幹線、南吉田町、富久町、0.60～0.80m、約2,140m、西部処理区（分流管）

南吉田汚水幹線、南吉田町、東垣生町、2.00m～2.90m、約1,920m、西部処理区（分流管）

余戸1号汚水幹線、東垣生町、余戸東1丁目、0.60～0.80m、約2,300m、西部処理区（分流管）

東垣生汚水幹線、東垣生町、東垣生町、0.80～1.20m、約1,000m、西部処理区（分流管）

西垣生1号汚水幹線、西垣生町、西垣生町、0.60m、約200m、西部処理区（分流管）

西垣生3号汚水幹線、西垣生町、西垣生町、0.60m、約250m、西部処理区（分流管）

大可賀汚水圧送幹線、北吉田町、別府町、1.00m、約560m、西部処理区（分流管）

西垣生汚水圧送幹線、西垣生町、西垣生町、0.50m、約1,250m、西部処理区（分流管）

雨水吐口、文京町、道後北代、1.50m、約270m、中央処理区（分流管）

「幹線管渠の区域は、計画図表示のとおり」

3-2 下水管渠（雨水）

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、備考】

桑原2号雨水幹線、松末2丁目、桑原6丁目、2.70m～3.50m、約450m、川附川第3排水区（分流管）

素鷲1号雨水幹線、朝生田町、天山町、2.80m～3.00m、約700m、小野川第2排水区（分流管）

石井 5 号雨水幹線、和泉町、西石井町、2.00m～2.10m、約 950m、小野川第 3 排水区（分流管）
久米 1 号雨水幹線、星岡町、越智町、2.60m、約 650m、小野川第 4 排水区（分流管）
中須賀 2 号雨水幹線、三杉町、会津町、2.90m～3.50m、約 730m、中須賀第 1 排水区（分流管）
中須賀 6 号雨水幹線、三杉町、古三津 6 丁目、2.40m～2.60m、約 620m、中須賀第 1 排水区（分流管）
中須賀第 1 放流渠、住吉 1 丁目、三杉町、2.00m～3.30m、約 100m、中須賀第 1 排水区（分流管）
中須賀第 2 放流渠、住吉 1 丁目、三杉町、3.40m、約 120m、中須賀第 1 排水区（分流管）
中須賀第 3 放流渠、辰巳町、辰巳町、2.00m、約 170m、中須賀第 2 排水区（分流管）
洗地 2 号雨水幹線、富久町、南齊院町、2.00m～4.50m、約 1,880m、洗地第 4 排水区（分流管）
三段地 4 号雨水幹線、余戸西 3 丁目、余戸西 3 丁目、4.70m、約 1,880m、三段地第 6 排水区（分流管）
大可賀放流渠、大可賀 3 丁目、大可賀 3 丁目、3.90m～8.00m、約 400m、大可賀排水区（分流管）
「幹線管渠の区域は、計画図表示のとおり」

4 ポンプ場

4-1 汚水ポンプ施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

保免中継ポンプ場、保免中 2 丁目、約 1,100m²、ポンプ 40.30m³/分
第 1 中継ポンプ場、南江戸 4 丁目、処理場内、ポンプ 2.60m³/分
高浜汚水中継ポンプ場、高浜町 6 丁目、約 380m²、ポンプ 2.30m³/分
大可賀汚水中継ポンプ場、別府町、約 1,600m²、ポンプ 42.90m³/分
垣生汚水中継ポンプ場、西垣生町、約 90m²、ポンプ 6.10m³/分

4-2 雨水ポンプ施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

中須賀第 1 雨水排水ポンプ場、三杉町、約 4,200m²、ポンプ 357.54m³/分
中須賀第 2 雨水排水ポンプ場、三杉町、(約 4,200m²)、ポンプ 1064.64m³/分
中須賀第 3 雨水排水ポンプ場、辰巳町、約 2,500m²、ポンプ 170.28m³/分
大可賀雨水排水ポンプ場、大可賀 3 丁目、約 670m²、ポンプ 349.0m³/分
朝日橋雨水排水ポンプ場、神田町、約 150m²、ポンプ 31.74m³/分

「区域は、計画図表示のとおり」

5 処理施設

【名称、位置、敷地面積、摘要】

中央浄化センター、生石町及び南江戸 4 丁目、約 108,800m²、高級処理、約 229,760 m³/日
西部浄化センター、南吉田町、約 141,600m²、高級処理、約 100,100 m³/日

「位置は計画図表示のとおり」

変更理由

松山公共下水道は、排水区域 4,730 ha について、鋭意整備を進めているところである。63 年の線引変更により市街化区域に編入された区域及び幹線管渠が通過し公共下水道と一体となって効果的に整備が出来る区域を排水区域として拡張し、汚水管渠については市街化の進行や交通量の増大に対応しかつ円滑な施工確保等のため、一部幹線のルート変更を行い、また雨水幹線については小野川以南の円滑な雨水排除を図るため新たに幹線を追加するとともに、都市計画に関する手続きの改定に基づき管渠の変更を行い、併せて処理施設の名称を改めようとするものである。

会議録（質疑のみ）

第 610 号議案

事務局：今回、鉄道側に計画していた管理道幅員 1.0m を通学等の利便に供するため自転車歩行者道として 1.5m に変更し、起点側の浅川と、鉄道に囲まれた三角地の区域にポケットパークを新たに計画し、街路機能の向上を図る。この変更により、基本幅員は 15.0m から 15.5m になる。

第 611 号議案

事務局：川内インターチェンジのアクセス道路との円滑な結合、現国道及び主要地方道伊予川内線等の交差点部について交通の円滑化を図るため、右折車線を計画し、適正な交差点形状を確保するため一部区域を拡大する。区域を終点側に 260m 追加する。